

兵庫県公報

平成25年10月29日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会公告	ページ
○ 職員の給与等に関する報告	1

人事委員会公告

兵庫県人事委員会は、平成25年10月10日、兵庫県議会及び兵庫県知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告を行ったので、その全文を公表する。

平成25年10月29日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

別紙

報 告

1 本年の報告に当たって

我が国の経済は、リーマンショック後の急速な円高の進行、東日本大震災に伴うエネルギー調達コストの増加、欧州や中国経済の減速などを背景に輸出や国内投資が低迷し、雇用環境も厳しい状況が続いてきたが、政府の「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」等の経済対策により、経済再生への期待感が高まり、行き過ぎた円高の修正や株価の上昇を背景に、輸出企業を中心に業績が改善し、個人消費も持ち直しが見られるなど、明るい兆しが窺われつつある。

しかし、本委員会が行った、本年の「職種別民間給与実態調査」では、雇用調整を行っている事業所の割合は昨年に比べて僅かに減少しているものの、その割合は全国値を上回っており、定期昇給やベースアップの実施状況も全国値を下回るなど、依然として厳しい状況が続いている。

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則の下で、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本として行ってきたところである。

最近の職員給与を見ると、民間賃金の厳しい状況を反映して、平成21年度から連続して年間給与は引き下げられている。また、財政構造を安定的・持続的なものに転換していくために策定された「新行財政構造改革推進方策」及び「第2次行財政構造改革推進方策」に基づき、平成20年4月から、給与の抑制措置が行われ、さらに、これに加えて本年7月から、国からの要請に基づく給与の減額措置が行われている。

本年の報告に当たっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び民間の従業員の給与を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、約52,100人（市町立学校県費負担教職員約24,700人を含む。）となっており、昨年に比べ減少している。その主な要因は、県立大学が公立大学法人へ移行したことに伴い、大学教員の身分が法人職員となったことにある。

なお、調査対象外として、企業職員、病院事業職員及び技能労務職員があり、その職員数は約5,800人となっている。

本年実施した「平成25年職員給与実態調査」（平成25年4月現在）による職員の給与等の状況は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「第2次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置を受け、給料354,785円、扶養手当9,752円、地域手当23,265円、その他手当27,850円、計415,652円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料340,134円、扶養手当10,994円、地域手当23,493円、その他手当29,718円、計404,339円となっている。

なお、本年7月から国の要請に基づく給与の減額措置が行われているが、上記の職員給与実態調査のデータを基に試算した場合、本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、406,963円となり、4月分と比べ、8,689円減少している。

そのうち、行政職についてみると、平均給与月額は、395,427円となり、4月分と比べ、8,912円減少し

ている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数52,056人、平均年齢42.2歳、平均経験年数20.0年となっている。男女別構成比は、男性63.1%、女性36.9%、学歴別構成は、大学卒79.7%、短大卒6.3%、高校卒14.0%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.4%、20歳台17.5%、30歳台22.9%、40歳台25.9%、50歳台33.3%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数8,274人、平均年齢43.7歳、平均経験年数22.0年となっている。

(参考資料 第1 職員給与関係資料 参照)

3 民間の給与等

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,004のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した463の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約18,900人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間事業所における初任給の状況、給与改定の状況や雇用調整の実施状況についても、引き続き調査した。

なお、本年から調査対象産業を全産業に拡大しており、これに伴い、調査対象となった事業所は、昨年に比べ約50増加している。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で32.3% (昨年36.5%) とやや減少、高校卒で19.3% (同18.0%) とやや増加している。

新規学卒者の採用を行った事業所における初任給は、据置き割合が、大学卒では91.6% (昨年95.2%)、高校卒では87.1% (同90.2%) となり、依然として大勢を占めている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で197,148円、高校卒で158,367円となっており、昨年とほぼ同額となっている。

(給与改定の状況)

本年の県内民間事業所の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は10.8% (昨年11.8%) と、昨年に比べ僅かに減少したが、一方で、昨年僅かに存在していたベースダウンを実施した事業所は0 (同0.4%) となった。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は71.6% (同70.4%) と増加している。

定期昇給の実施状況は、別表第2に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期昇給を実施した事業所の割合は76.4% (同78.7%) となっており、昨年に比べ減少している。昇給額については、昨年に比べ増額となっている事業所の割合は13.6% (同14.0%)、減額となっている事業所の割合は8.2% (同10.5%) と、ともに昨年に比べ減少している。

(雇用調整の実施状況)

平成25年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、別表第3に示すとおり25.7% (昨年26.3%) となっており、全体としては昨年に比べ僅かに減少しているが、人事院が調査した全国の雇用調整を実施した事業所の割合(19.2%)より高い割合となっている。雇用調整の措置内容としては、採用の停止・抑制11.2% (同12.7%)、残業の規制6.6% (同8.4%)、希望退職者の募集4.6% (同2.1%)、転籍4.5% (同4.3%) の順となっている。

このように、本年の給与改定の状況及び雇用調整の実施状況をみると、民間企業においては、依然として厳しい状況が続いている。

(参考資料 第2 民間給与関係資料 参照)

4 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

(公民給与の較差)

前記の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員にあっては行政職、民間従業員にあっては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、責任の度合、学歴、年齢等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。この結果、別表第4に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を19,885円(5.11%)下回っている。この較差は、本県において「第2次行財政構造改革推進方策」に基づき、給与の抑制措置が講じられていることによる影響が大きく、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を49円(0.01%)下回っている。

なお、国からの要請に基づく給与減額措置が行われている7月以降の職員給与については、4月分の民間従業員給与を全国一斉に調査するという「職種別民間給与実態調査」の性格上、公民較差の算出はできないが、仮に本年4月の職員配置で、7月以降の給与減額措置が実施されたとして試算した場合、職員給与は民間従業員給与を28,811円(7.58%)下回っていることになる。

(2) 特別給(賞与等)

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給(賞与等)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、別表第5に示すとおり、平均所定内給与月額おとほりの3.94月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数(3.95月)と概ね均衡している。

5 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画県民部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」(事業所規模30人以上)による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べ1.4%増加している。一方、所定外給与は1.8%減少しており、これらを合わせた、「きまって支給する給与」は、1.1%の増加となっている。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は1.1%増加している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べて1.0%減少しており、全国の△0.7%より減少率が大きくなっている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯130,210円、3人世帯155,770円、4人世帯181,310円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.4ポイント下回り、4.1%(季節調整値)となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べると、0.06ポイント上昇して0.74倍(季節調整値)となっているが、全国の0.89倍(同)を下回っている。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

6 人事院の給与等に関する報告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与等について報告を行うとともに、国家公務員制度改革等について報告した。また、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出を行った。

その概要は別表第6のとおりである。

7 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して、改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「第2次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

(2) 月例給

前記のとおり、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいてラスパイレース方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、「第2次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差は49円(0.01%)と極めて小さいことから、本年は月例給の改定を行わないこととした。

(3) 特別給(賞与等)

前記のとおり、民間における年間支給割合が職員の年間支給月数と概ね均衡していたことから、本年は期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととした。

(4) その他の課題

ア 世代間の給与配分の適正化

人事院は、昨年、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準をより抑える方向で、昇給・昇格制度の改正を行う必要があるとの勧告等を行い、国は最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減する昇格制度の改正を既に実施し、また、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこととする昇給制度の改正を、平成26年1月から実施することとしている。

本委員会においても、昨年、昇給・昇格制度の改正については所要の措置を講じるよう勧告等を行ったところであるが、その後、国の取扱いも定まり、他の都道府県においても見直しが進んでいる。

こうした状況を踏まえ、世代間の給与配分の適正化を図っていくため、本県職員がおかれる実情も考慮して適切な措置を早急に講じる必要がある。

イ 経過措置額

人事院は、一昨年、給与構造改革における経過措置額の廃止を勧告し、国では、平成26年3月末に廃止することとされたところである。

他の都道府県の動向も踏まえた上で、本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

ウ 勤務実績の給与への反映

本委員会は、平成17年の報告において、新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務実績の給与への反映について、国の制度改正、他の都道府県の動向に配慮しつつ、任命権者と職員団体をはじめとする関係者が十分に協議し、取り組む必要があると言及したところである。

任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要がある。

8 給与制度の総合的見直し

人事院は、本年の報告において、給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、その間、社会経済情勢は急激な変化を続けていることから、給与減額支給措置終了後、給与制度の見直しを実施することができるよう、所要の準備を進めたいとしている。

具体的な検討課題として、①組織形態の変化への対応、②地域間の給与配分の在り方、③世代間の給与

配分の在り方、④職務や勤務実績に応じた給与の4つが掲げられている。特に、平成18年から給与構造改革における柱の一つとして見直しに取り組みられた地域間の給与配分の適正化については、昨年の報告において「所期の目的を達したものと考える。」とされていたが、更なる見直しについて検討することとされている。

人事院による国家公務員給与制度の総合的見直しは、国家公務員との均衡を考慮する必要がある地方公務員の給与制度にも大きな影響を及ぼすものであることから、本委員会としても、全国人事委員会連合会を通じて、地方の声を反映した慎重な検討を求めていくとともに、今後の人事院の検討の動向を注視していきたい。

9 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活等にも大きな影響を及ぼすものであり、仕事と生活の調和を図る観点からも、超過勤務の縮減や、休暇の取得しやすい職場環境づくりを進める必要がある。このため、本委員会としても、毎年、超過勤務の縮減等の取組について報告し、任命権者においても、事務改善の取組や、総務事務システムの運用、あるいは超過勤務の上限目標やノー残業デー、定時退庁週間、ノー会議デー等の設定など様々な取組が進められているところであるが、なお長時間にわたる超過勤務のある職場が見受けられるところである。

このため、任命権者においては、引き続き、事務の効率化を図るとともに、特に長時間にわたる超過勤務のある職場の状況を注視しながら、超過勤務の縮減に向けた実効性が上がる取組を一層推進していく必要がある。

また、教育委員会においては、平成21年3月に策定した「教職員の勤務時間適正化対策プラン」に基づき、学校業務改善実践事例集の作成・配布、学校業務改善推進校・実践校の指定などの取組が進められてきた。さらに、本年度からは、これまでの取組の評価検証を踏まえ策定された「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づき、新たな取組が開始されたところであり、「新対策プラン」の実効性が上がる取組が着実になされることが重要である。

本委員会としても、教職員が児童生徒と向き合う時間的なゆとりを確保するという職場環境づくりの面からも、「新対策プラン」の実効性ある取組が強力に推進されるよう、今後の対応を注視していきたい。

また、年次休暇の取得促進に関しては、事務事業の効率的な執行に加え、年間を通じた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組むとともに、仕事と子育て・介護等の両立支援の観点から、育児や介護のための休暇を取得しやすい職場環境づくりも進めていく必要がある。

(2) 職員の健康管理

職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、また、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点からも重要である。

そのため、任命権者においては、メンタルヘルス対策として、職場復帰支援のマニュアルの策定、職員健康相談員の配置等の取組が進められ、心の健康を害した職員の数が近年は全体として減少傾向にあるが、引き続き、これらの取組の推進を図る必要がある。

心の健康は、長時間労働等勤務状況はもちろん、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の職場での人間関係と深い関わりを持つ場合もあることから、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握するとともに、職員が生き生きと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。特に、法令上必要な措置を講ずることが求められているセクシュアル・ハラスメントはもちろん、パワー・ハラスメントについても、指針の策定や言動例の周知、相談窓口の設置等、任命権者において鋭意取組が進められているところであり、今後とも、これらの取組を継続し、発生防止に努めることが肝要である。

また、東日本大震災の被災地支援をはじめ、災害対応に従事している職員については、過度のストレスが懸念されることから、心身の健康管理に留意していく必要がある。

(3) 男女共同参画の推進

本県では、県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動することが重要であるとの認識から、平成15年度に「男女共同参画兵庫県率先行動計画一ひょうごアクション8ー」を策定し、庁内の

男女共同参画を進めるための取組を行ってきており、昨年度からは第4次率先行動計画に基づく取組が実施されている。

今年度の職員に占める女性の割合は36.9%に達し、今年度の上級採用試験の合格者に占める女性の割合は半数を超えるという状況にあることから、一人ひとりの職員が、家庭責任を全うしながら、能力を最大限に発揮できるよう勤務環境の整備等を図ることが、ますます重要となっている。

そのためにも、「意思決定過程への女性の参画促進」、「一人ひとりが能力を発揮できる環境づくり」、「仕事と生活の両立」の3つを柱とする率先行動計画に基づき、男性職員の育児参加の促進や仕事と子育て・介護等の両立支援などの取組を一層推進していく必要がある。

また、人事院では、公務において活躍することが期待される職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の海外転勤等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないこととする休業制度の導入に関して、立法措置を行うよう意見の申出を行ったところである。

本県においても、国の法整備の動向に留意しつつ、他の都道府県の動向も踏まえ、適切に対応していく必要がある。

(4) 人材の確保

職員の採用においては、本県の将来を担う能力と意欲、そして夢と高い志を持つ優秀な人材を確保していくことが必要であり、これまでから、受験年齢の見直しや人物重視の試験方法への改善を行うとともに、大学説明会や職場見学も含めた職員ガイダンスの実施等の様々な広報活動を展開してきた。

人事院においては、民間企業の就職活動時期の後ろ倒しを踏まえ、平成27年度の試験日程や外部の英語試験の導入について検討を行うこととしているが、本県においても、試験方法の改善等について検討を行っていく必要がある。

加えて、魅力ある職場づくりとともに、県職員の多様な仕事の魅力や意欲あふれる仕事ぶりについての情報発信等に取り組み、本県が求める人材の確保に引き続き努めていく必要がある。

10 高齢期の雇用

人事院は、本年の報告において、年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、平成26年度からの再任用の運用状況を随時検証しつつ、人事院が平成23年に行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」に基づく段階的な定年の引上げも含めて再検討がなされる必要があるとし、それまでの間、雇用と年金の確実な接続を図るため、再任用の円滑な実施、高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等に取り組む必要があるとしている。また、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、「平成26年職種別民間給与実態調査」において公的年金が全く支給されない再雇用者の給与の実態を把握した上で、必要な検討を進めるとしている。

本県としても、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の接続について、人事院の検討の動向を注視し、高齢期の生活への不安が解消できる給与水準等について検討を進めるとともに、再任用希望者が意欲を持って職務に取り組めるよう、その能力と経験が有効に発揮できる職務への配置や勤務形態等、諸課題について検討を進めていく必要がある。

11 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置としての意義を有し、これまでの長年の経緯を経て、県民の理解と支持の下に定着してきたものである。また、給与決定の原則により適切な給与水準を保障することによって、職員の努力や成果に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与してきたところである。

本県の経済は、一部に弱さが残るものの、行き過ぎた円高の是正に伴う関連企業の業績改善、生活、観光・レジャー関連消費の増加など、持ち直しの動きが見られるが、なお多くの企業で、雇用調整等、種々の経営改善努力が行われている。

また、昨今の公務員をめぐる情勢が大きく変化している中、本県においては、組織、定数などの見直しとともに、給与抑制措置が実施されている。この措置は議会で議決された行財政構造改革推進条例及び推

進方策に基づき、現下の諸情勢を総合的に勘案し、人事委員会勧告制度とは別の観点から提案され、毎年度労使間で十分に協議された上で実施されているものであるが、結果として既に相当期間に及んでいる。現在、第2次行革プラン3年目の総点検において検討が行われているが、職員の士気等に与える影響を懸念する意見もあり、本委員会としては、関係者の努力により、諸条件が整えば、地方公務員法に定める給与決定の原則が尊重されることを期待するところである。

加えて、本年7月からは、国の要請による給与減額措置も実施されている。地方公務員の給与は、本来、労働基本権制約の代償措置である人事委員会による勧告を尊重し、地方公共団体において自主的に決定すべきものであり、こうした地方交付税の削減を手段とした国からの要請は誠に残念であるといわざるを得ない。

臨時特例的な給与減額措置が終了する平成26年4月以降の給与については、地方自治の本旨に基づき、適切に決定されるべきと考える。

職員にあっては、厳しい環境の下においても、県民生活の向上、県政の推進、さらには、東日本大震災の被災地の支援に向け、職務に精励されてきたことに深く敬意を表するとともに、今後とも高い倫理観と使命感を保ち、一丸となって諸課題に意欲的に取り組み、県民の信頼と期待に応えられるよう努められることを改めて要望する。

議会及び知事におかれては、職務に懸命に取り組む職員の努力への配意とともに、その士気高揚や職員が十分に能力を発揮できる働きやすい職場環境の整備に意を用いていただき、あわせて勧告制度の意義や役割にも深い理解を示され、本委員会の報告について適切に対応されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員		10.8	17.6	0	71.6
課 長 級		8.4	15.0	0.3	76.3

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		80.4	76.4	13.6	8.2	54.6	4.0	19.6
課 長 級		72.1	67.8	11.5	8.4	47.9	4.3	27.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	11.2
残業の規制	6.6
希望退職者の募集	4.6
転籍	4.5
一時帰休・休業	3.5
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.5
賃金カット	3.4
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.4
正社員の解雇	0
ワークシェアリング	0
計	25.7

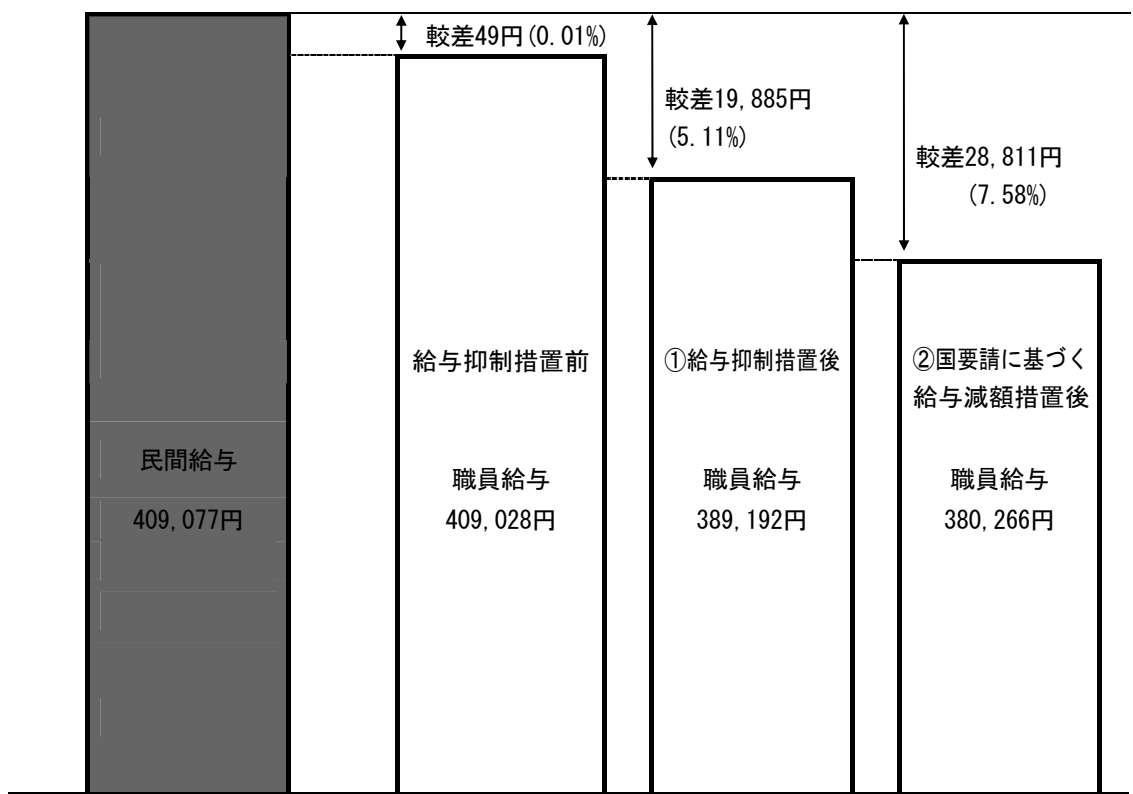
(注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。
2 項目については、複数回答である。

別表第4 給 与 較 差 (行 政 職 関 係)

民間従業員の給与 (A)	409,077円
県職員給与 (B)	409,028円 〔 ①389,192円 〕 〔 ②380,266円 〕
較 差 (A)-(B)	49円 (0.01%) 〔 ①19,885円 (5.11%) 〕 〔 ②28,811円 (7.58%) 〕

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 []内の①は第2次行政財政構造改革推進方策に基づく給与抑制措置後の額、②は国からの要請に基づく給与減額措置が行われている本年7月以降の職員給与について、仮に本年4月の職員配置で試算した場合の額。

[参考]



別表第5

民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
	下 半 期 (A1)	上 半 期 (A2)		
平均所定内給与 月 額	下 半 期 (A1)		363,567円	279,928円
	上 半 期 (A2)		364,131円	279,248円
特別給の支給額	下 半 期 (B1)		704,777円	450,619円
	上 半 期 (B2)		738,307円	478,215円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 (B1/A1)		1.94月分	1.61月分
	上 半 期 (B2/A2)		2.03月分	1.71月分
	計		3.97月分	3.32月分
年 間 の 平 均			3.94月分	

(注) 1 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

別表第 6

人事院の給与等に関する報告等の概要

1 職員の給与等に関する報告

事 項	概 要
民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差（給与減額支給措置による減額前） 76 円（ 0.02%） （給与減額支給措置による減額後） 29,282 円（ 7.78%） (2) 特別給 民間における支給割合 3.95 月
給与改定の内容	(1) 月例給 給与減額前の較差（0.02%）に基づき、改定なし (2) 期末・勤勉手当 公務と民間の支給月数が均衡しており、改定なし
給与制度の総合的見直し等	(1) 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討 (2) 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討 (3) 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、50 歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討 (4) 職務や勤務実績に応じた給与 ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映 ・ 技能・労務関係職種の給与の在り方 ・ 諸手当の在り方 * 給与構造改革における昇給抑制の回復 平成 26 年 4 月 1 日の昇給回復は、45 歳未満の職員を対象とし、最大 1 号俸上位の号俸に調整
雇用と年金の接続	(1) 雇用と年金の確実な接続のための取組 ・ 職員に対する周知、希望聴取 ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等 ・ 再任用に関する苦情への対応 ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等 (2) 再任用職員の給与 ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討 ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半 * 年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられる平成 28 年度までには、人事院の意見の申出（平成 23 年）に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要
適正な給与の確保の要請	給与減額支給措置が終了する平成 26 年 4 月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

2 国家公務員制度改革等に関する報告

事 項	概 要
<p>国家公務員制度改革についての基本認識</p>	<p>(1) これまでの改革の経緯を踏まえた留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要 ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要 ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要 <p>(2) 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点</p> <p>① 幹部職員人事の一元管理 内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要</p> <p>② 内閣人事局の設置と人事院の機能移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要 ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要 <p>③ 自律的労使関係制度 人事院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況</p>
<p>人事行政上の諸課題への取組</p>	<p>(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進</p> <p>① 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等 管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ</p> <p>② 人事評価の適切な実施・活用 公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力</p> <p>(2) 採用試験等の見直し</p> <p>① 国家公務員採用試験への英語試験の活用 平成 27 年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討</p> <p>② 就職活動時期の見直しへの対応 民間の就職活動後ろろしを踏まえ、平成 27 年度試験日程等について検討。平成 26 年度試験日程の発表と合わせて周知</p> <p>(3) 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援</p> <p>① 女性国家公務員の採用・登用の拡大 女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進</p> <p>② 両立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出を実施。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討 ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施 ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

3 一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出

概 要

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）を創設

(1) 配偶者帯同休業制度の目的

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的

(2) 配偶者帯同休業制度の概要

① 休業の対象となる職員

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員（常時勤務することを要しない職員等を除く。）

② 休業の承認

職員の請求に基づき、任命権者が、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に承認

③ 休業の期間

1回の休業期間は3年を超えない範囲内（3年を超えない範囲内であれば、1回に限り期間の延長が可能）

④ 休業の効果

休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、給与は非支給

⑤ 休業の承認の失効等

- ・ 休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合、配偶者が死亡又は配偶者と離婚した場合は、休業の承認が失効
- ・ 休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合などは、任命権者は休業の承認を取消し

⑥ 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、職員の配置換え等の方法により配偶者帯同休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、請求の期間を限度として、任期付採用又は臨時的任用を行うことが可能

⑦ 給与の復職時調整

職務に復帰した場合、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内で必要な調整が可能

(3) 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施

職員の給与等に関する報告

参 考 資 料

平 成 25 年

兵 庫 県 人 事 委 員 会

— 目 次 —

第 1 職員給与関係資料

職員給与実態調査の概要	17
第1表 職員の給料表別給与	18
第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数	19
第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比	19
第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布	20
第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額	21
第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布	31
第7表 職員の手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額	44
第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数	44
第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布	45
第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員	45
第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額	46
第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布	47

第 2 民間給与関係資料

職種別民間給与実態調査の概要	48
第13表 産業別・企業規模別調査事業所数	49
第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	50
第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	51
第16表 民間における初任給の改定状況	56
第17表 民間における定期昇給制度の状況	56
第18表 民間における賃金カット等の実施状況	56
第19表 民間における家族手当の支給状況	57
第20表 民間における住宅手当の支給状況	57
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	57
第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	57
第23表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い	58
第24表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い	58
第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い	58
第26表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況	58

第 3 生計費関係資料

標準生計費算定方法	59
第27表 神戸市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成25年4月）	60

第 4 労働経済関係資料

第28表 民間給与等の推移	61
第29表 鉱工業生産指数等の推移	63

第 1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成25年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

本年4月1日現在に在職する職員。ただし、技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。

3 調査事項

- (1) 給 料
 - ア 年 齢
 - イ 学 歴
 - ウ 経験年数
 - エ 適用給料表及び職務の級、号給
- (2) 諸 手 当
 - ア 扶養手当
 - イ 地域手当
 - ウ 住居手当
 - エ 通勤手当
 - オ 管理職手当
 - カ その他の手当
- (3) そ の 他
 - ア 家賃等負担額
 - イ 交通機関等の運賃等負担額
 - ウ 交通用具の使用距離

第1表 職 員 の 給 料 表 別 給 与

給 料 表	給 与 総 額	内 訳						
		給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	そ の 他 の 手 当
行 政 職	円 3,345,499,227	円 2,814,271,918	円 90,962,500	円 194,381,532	円 31,432,000	円 127,508,235	円 66,131,520	円 20,811,522
研 究 職	102,311,932	85,859,558	3,059,500	5,319,684	1,044,000	4,120,042	2,056,640	852,508
医師・歯科医師職	35,038,654	18,184,700	363,000	3,219,825	112,000	575,229	2,917,800	9,666,100
看 護 職	1,658,302	1,422,193	18,000	118,251	0	68,658	0	31,200
警 察 職	4,381,624,249	3,642,551,447	156,659,500	276,643,692	45,764,100	170,498,585	12,439,840	77,067,085
高等学校教育職	3,787,860,461	(151,354,937) 3,230,951,398	84,176,000	195,756,384	36,796,100	89,765,129	20,071,280	130,344,170
中・小学校教育職	9,980,664,563	(335,169,939) 8,673,558,606	172,386,500	535,437,207	116,088,000	189,754,227	105,913,920	187,526,103
任期付研究員	412,481	357,448	-	29,360	-	22,033	-	3,640
一般任期付職員	2,093,510	1,551,324	6,500	171,663	56,000	67,683	192,340	48,000
計	21,637,163,379	(486,524,876) 18,468,708,592	507,631,500	1,211,077,598	231,292,200	582,379,821	209,723,340	426,350,328
24年	22,263,029,553	(498,690,073) 18,995,830,903	526,074,000	1,243,339,928	262,859,100	594,053,388	212,765,640	428,106,594

給 料 表	一人当たり平均 給与総額	内 訳							人 員
		給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	そ の 他 の 手 当	
行 政 職	円 404,339	円 340,134	円 10,994	円 23,493	円 3,799	円 15,411	円 7,993	円 2,515	人 8,274
研 究 職	458,798	385,020	13,720	23,855	4,682	18,476	9,223	3,822	223
医師・歯科医師職	898,427	466,274	9,308	82,560	2,872	14,749	74,815	247,849	39
看 護 職	414,576	355,548	4,500	29,563	0	17,165	0	7,800	4
警 察 職	386,285	321,128	13,811	24,389	4,035	15,031	1,097	6,794	11,343
高等学校教育職	456,534	(18,240) 389,412	10,145	23,594	4,435	10,819	2,419	15,710	8,297
中・小学校教育職	418,108	(14,041) 363,351	7,222	22,430	4,863	7,949	4,437	7,856	23,871
任期付研究員	412,481	357,448	-	29,360	-	22,033	-	3,640	1
一般任期付職員	523,378	(0) 387,831	1,625	42,916	14,000	16,921	48,085	12,000	4
計	415,652	(9,346) 354,785	9,752	23,265	4,443	11,188	4,029	8,190	52,056
24年	420,136	(9,411) 358,479	9,928	23,464	4,960	11,211	4,015	8,079	52,990

- (注) 1 平成25年4月現在のものである。以下第12表まで同じ。
 2 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示す。
 3 「任期付研究員給料表」は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年兵庫県条例第55号)第5条第2項に定める給料表をいう。以下第12表まで同じ。
 4 「一般任期付職員」に適用する給料表は、職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)第8条第1項及び公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)第8条第1項に定める給料表である。以下第12表まで同じ。
 5 「24年」は、平成24年4月現在のものを示す。以下第12表まで同じ。
 6 その他の手当は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当、へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当(12分の1の額)及び義務教育等教員特別手当である。
 7 任期付研究員給料表における「-」は、当該手当の支給制度がないことを示す。
 8 職員には、この表に示す人員の他、技能労務職員が575人、企業職員が172人、病院事業職員が5,017人及び再任用職員(技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を含む。)が1,735人いる。

第2表 職員の給料表別・学歴別人員構成比・平均年齢及び平均経験年数

給料表	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	平均年齢	平均経験年数
	%	%	%	%	%	歳	年
行政職	66.3	8.0	25.6	0.1	100.0	43.7	22.0
研究職	100.0	-	-	-	100.0	44.8	21.7
医師・歯科医師職	100.0	-	-	-	100.0	45.2	18.6
看護職	-	50.0	50.0	-	100.0	49.8	30.8
警察職	51.0	4.7	44.3	-	100.0	38.5	17.4
高等学校教育職	94.8	3.7	1.5	-	100.0	44.9	22.1
中・小学校教育職	92.6	7.4	-	-	100.0	42.4	19.8
任期付研究員	100.0	-	-	-	100.0	35.0	1.0
一般任期付職員	100.0	-	-	-	100.0	47.3	23.3
計	79.7	6.3	14.0	0.0	100.0	42.2	20.0
24年	79.0	6.7	14.3	0.0	100.0	42.5	20.4

第3表 職員の給料表別・学歴別・性別人員及び性別構成比

給料表	性別	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
行政職	男	4,021	73.3	209	31.5	1,183	55.9	7	100.0	5,420	65.5
	女	1,467	26.7	454	68.5	933	44.1			2,854	34.5
研究職	男	197	88.3							197	88.3
	女	26	11.7							26	11.7
医師・歯科医師職	男	24	61.5							24	61.5
	女	15	38.5							15	38.5
看護職	男					1	50.0			1	25.0
	女			2	100.0	1	50.0			3	75.0
警察職	男	5,476	94.7	422	78.7	4,719	93.9			10,617	93.6
	女	305	5.3	114	21.3	307	6.1			726	6.4
高等学校教育職	男	5,086	64.6	37	12.0	102	83.6			5,225	63.0
	女	2,781	35.4	271	88.0	20	16.4			3,072	37.0
中・小学校教育職	男	11,247	50.9	121	6.9					11,368	47.6
	女	10,864	49.1	1,639	93.1					12,503	52.4
任期付研究員	男	1	100.0							1	100.0
	女										
一般任期付職員	男	3	75.0							3	75.0
	女	1	25.0							1	25.0
計	男	26,055	62.8	789	24.1	6,005	82.6	7	100.0	32,856	63.1
	女	15,459	37.2	2,480	75.9	1,261	17.4	0	0.0	19,200	36.9
24年	男	26,524	63.4	819	23.0	6,255	82.8	8	100.0	33,606	63.4
	女	15,342	36.6	2,740	77.0	1,302	17.2	0	0.0	19,384	36.6

第4表 職員の給料表別・年齢別人員分布

給料表 年 齢	行政職	研究職	医師・歯 科医師職	看護職	警察職	大 学 教育職	高等学校 教育職	中・小学 校教育職	任期付 研究員	一般任期 付職員	計	構成比
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18歳以下	22				104						126	0.4
19	18				63						81	
20	33				84						117	17.5
21	22				69						91	
22	59				246		44	242			591	
23	90				273		61	383			807	
24	107	2	1		312		86	579			1,087	
25	120	4	2		373		97	674			1,270	
26	105	1	4		325		129	709			1,273	
27	111	2			341		138	685			1,277	
28	119	6	1		333		148	660			1,267	
29	132	4	1		385		157	629			1,308	
30	122	3			393		161	602			1,281	22.9
31	129	5			388		157	595			1,274	
32	126	1			364		160	585		1	1,237	
33	133	4	1		400		144	565			1,247	
34	121	7	1		334		146	595			1,204	
35	122	5			371		143	492	1		1,134	
36	155	7	1		282		157	458		1	1,061	
37	201	4			296		167	463			1,131	
38	223	3			303		165	444			1,138	
39	258	6		1	356		174	427			1,222	
40	306	4			327		190	489			1,316	25.9
41	295	7	2		258		234	512			1,308	
42	319	6	1		250		208	485			1,269	
43	309	7	1		231		201	473			1,222	
44	329	12			193		198	581			1,313	
45	320	7	1		202		238	627			1,395	
46	244	4	1		196		212	502			1,159	
47	302	8	1	1	209		282	537			1,340	
48	319	14			263		345	661			1,602	
49	319	10	2		231		341	683			1,586	
50	301	6	2		283		387	622			1,601	33.3
51	297	11			292		418	702			1,720	
52	282	8	1		295		396	771			1,753	
53	285	7			286		362	884			1,824	
54	305	10	1		282		338	1,010			1,946	
55	263	11	4		247		355	992		1	1,873	
56	255	7	1	1	294		312	876			1,746	
57	277	8	2	1	234		282	968			1,772	
58	219	5	2		208		292	907			1,633	
59	200	7			167		272	802			1,448	
60歳以上			5							1	6	0.0
計	8,274	223	39	4	11,343	—	8,297	23,871	1	4	52,056	100.0
24年	8,563	226	36	5	11,360	556	8,239	23,998	3	4	52,990	—

第5表 職員の給料表別・職務の級別・年齢別人員・平均給料額
その1 行 政 職

職務の級 年齢	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下	22	141,412								
19	18	145,014								
20	33	150,882								
21	22	155,597								
22	59	170,618								
23	90	176,971								
24	107	182,795								
25	120	188,166								
26	54	190,469	51	200,873						
27	33	191,134	78	205,551						
28	21	194,489	98	212,860						
29	18	199,081	114	218,774						
30	12	203,298	78	224,052	32	240,743				
31	4	205,659	64	224,637	61	246,049				
32	2	207,662	37	226,915	87	252,551				
33	1	217,090	11	232,225	121	260,312				
34	6	208,215	1	227,446	101	267,436	13	293,699		
35			1	236,532	83	274,341	35	299,441	2	315,674
36					54	280,686	97	303,972	3	328,011
37			1	242,296	53	288,869	140	313,276	7	328,906
38					48	296,379	160	321,890	14	337,540
39					39	302,053	199	332,014	20	347,650
40					24	306,307	254	339,819	27	355,687
41					22	313,283	235	346,548	35	362,974
42					16	315,108	257	351,666	42	365,686
43					13	316,902	243	355,696	48	370,279
44					17	318,728	238	359,282	68	373,816
45					14	328,250	211	361,381	74	376,672
46					6	326,455	153	363,586	66	378,647
47					4	333,242	176	365,966	94	380,398
48					6	340,380	170	366,886	102	381,349
49					8	338,133	143	368,691	103	383,181
50					8	344,923	50	368,969	191	384,863
51					7	345,766	28	370,245	186	387,093
52					9	359,351	15	370,784	160	389,941
53					3	368,316	10	377,086	171	392,990
54					8	370,784	17	387,040	164	395,130
55					3	344,412	10	389,057	140	397,669
56					3	369,258	11	394,798	112	400,914
57					2	391,272	9	394,362	128	403,256
58							5	405,910	96	404,741
59					2	393,108	5	403,205	114	408,884
60歳以上										
計	622	179,519	534	216,456	854	281,136	2,884	349,247	2,167	388,096

(注) この表に示す人員の他、職員の給与等に関する条例第8条の2により定額を支給される職員が1名いる。

行 政 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級		10 級		特 10 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35			1	351,560						
36			1	358,422						
37										
38			1	351,560						
39										
40	1	376,704								
41	2	381,792	1	360,772						
42			4	367,164						
43	5	384,922								
44	4	389,544	1	379,854	1	408,735				
45	21	390,559								
46	19	390,821								
47	27	393,269	1	406,738						
48	34	393,586	6	409,260			1	460,629		
49	50	395,293	14	411,458	1	428,265				
50	38	397,451	13	413,159	1	432,078				
51	52	400,005	20	415,621	3	435,953			1	521,637
52	65	401,401	32	416,520	1	438,867				
53	61	402,887	35	416,831	4	435,752	1	472,812		
54	73	405,122	36	418,568	6	438,991	1	475,044		
55	55	405,683	35	418,999	20	437,951				
56	72	406,200	36	420,096	16	439,262	5	479,508		
57	60	406,514	44	418,263	23	438,535	9	480,417	1	520,242
58	68	407,180	27	417,956	13	436,327	10	475,435		
59	44	409,156	21	423,393	9	439,838	5	481,070		
60歳以上										
計	751	401,865	329	416,204	98	437,725	32	477,796	2	520,940

その2 研 究 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22										
23										
24			2	215,038						
25			4	216,992						
26			1	222,952						
27			2	246,009						
28			6	241,205						
29			4	261,219						
30			3	270,413						
31			4	268,751	1	312,752				
32			1	284,701						
33			4	282,826						
34			4	282,704	3	314,245				
35			3	288,402	2	318,304				
36			4	293,564	3	332,069				
37					4	335,106				
38					3	344,472				
39					6	352,751				
40					4	355,243				
41					7	359,838				
42			1	280,805	5	367,218				
43					7	370,009				
44					10	371,727	2	396,188		
45					5	374,659	2	401,923		
46							4	402,287		
47					4	379,982	4	404,450		
48					3	380,737	5	409,640	6	450,766
49							4	414,048	6	452,877
50					1	382,782	2	413,441	3	457,112
51							6	417,442	5	471,407
52					1	384,146	2	419,516	5	481,315
53							1	429,916	6	479,073
54							4	431,471	6	479,630
55							4	426,101	7	482,675
56							1	429,312	6	480,363
57							2	435,991	6	469,973
58									5	449,412
59									7	477,198
60歳以上										
計	0	—	43	261,824	69	358,902	43	415,340	68	470,253

その3 医 師 ・ 歯 科 医 師 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下								
19								
20								
21								
22								
23								
24	1	259,000						
25	2	264,800						
26	4	267,700						
27								
28	1	270,600						
29	1	259,000						
30								
31								
32								
33			1	395,100				
34	1	270,600						
35								
36	1	259,000						
37								
38								
39								
40								
41					2	488,700		
42					1	500,000		
43					1	505,200		
44								
45					1	487,800		
46					1	509,100		
47							1	545,200
48							2	548,700
49							2	543,950
50							1	549,400
51							1	550,600
52							4	553,075
53							1	564,600
54							2	572,950
55							2	583,400
56								
57								
58								
59								
60歳以上							5	594,280
計	11	265,327	1	395,100	6	496,583	21	566,262

その4 看護職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
18歳以下	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39					1	302,330								
40														
41														
42														
43														
44														
45														
46														
47					1	340,121								
48														
49														
50														
51														
52														
53														
54														
55														
56								1	394,799					
57			1	384,943										
58														
59														
60歳以上														
計	0	—	1	384,943	2	321,226	1	394,799	0	—	0	—	0	—

その5 警 察 職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下	104	166,384										
19	63	171,261										
20	84	178,159										
21	69	186,199										
22	246	196,693										
23	272	201,863					1	239,117				
24	304	208,351	5	215,312	3	217,787						
25	131	211,094	222	220,815	20	225,881						
26	85	211,866	218	227,069	22	235,589						
27	55	216,138	212	234,166	73	242,314	1	233,858				
28	30	215,224	202	239,093	99	247,902	2	251,974				
29	16	221,370	205	241,526	149	252,742	15	275,227				
30	7	220,049	122	243,648	213	258,640	51	280,281				
31	8	221,145	86	242,815	215	262,660	79	288,338				
32	4	232,405	34	245,624	210	265,716	115	295,056	1	323,466		
33	7	236,532	34	243,980	203	268,520	155	302,066			1	338,306
34	2	245,619	13	248,249	147	273,305	165	307,565	5	335,193	2	356,728
35	1	252,848	14	255,116	156	278,934	190	316,252	9	337,794	1	348,498
36	1	218,848	6	250,650	93	285,510	167	322,117	13	352,978	2	371,922
37			1	289,779	82	292,584	177	331,790	29	364,055	7	375,255
38					59	298,396	203	338,563	32	369,539	8	385,254
39			3	267,373	59	307,953	228	344,487	42	373,842	24	386,463
40			2	275,759	40	315,557	208	353,736	55	382,035	22	388,317
41			1	251,871	28	321,003	179	357,507	37	384,928	12	394,105
42			1	297,460	29	329,753	144	363,559	45	387,865	28	396,109
43			1	310,980	22	337,730	144	368,906	39	393,357	16	403,340
44					16	345,204	111	374,553	49	394,971	10	404,960
45			1	289,779	15	349,653	113	377,192	40	398,690	20	407,951
46					12	359,431	108	379,700	40	400,694	22	411,210
47					13	359,126	90	381,448	47	401,315	41	413,573
48			1	351,768	17	362,758	114	384,526	24	401,796	82	414,212
49					7	363,957	107	387,571	21	403,431	73	416,196
50					13	367,431	117	390,617	12	406,587	98	417,171
51			1	356,762	16	369,657	127	392,549	8	407,104	94	418,357
52					6	372,639	116	398,335	8	408,424	111	419,631
53					5	377,147	117	399,863	6	408,612	104	421,159
54					9	385,576	111	405,456	9	414,634	99	421,685
55					6	383,896	96	406,984	7	416,470	92	424,756
56					13	396,969	124	410,784	7	424,493	99	428,604
57					9	397,740	95	414,848			78	431,124
58					8	397,854	87	418,836	2	422,336	74	434,126
59					9	401,240	71	421,936	4	423,032	60	437,888
60歳以上												
計	1,489	199,425	1,385	235,458	2,096	279,252	3,928	359,168	591	389,302	1,280	419,043

警 察 職

職務の級 年齢	7 級		8 級		9 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円
18歳以下						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38					1	405,892
39						
40						
41	1	419,224				
42	3	417,410				
43	7	426,014	1	445,954	1	402,320
44	6	425,380	1	443,232		
45	9	429,408	4	442,844		
46	9	430,035	5	447,587		
47	11	430,322	6	447,315	1	413,600
48	20	433,542	4	448,287	1	452,140
49	15	434,591	5	450,931	3	453,832
50	23	437,636	10	451,680	10	455,057
51	25	436,786	13	452,440	8	455,266
52	29	439,470	15	453,542	10	455,637
53	32	440,403	11	456,063	11	458,885
54	20	444,941	17	456,266	17	458,011
55	23	446,883	5	456,998	18	459,718
56	20	448,224	14	457,226	17	460,484
57	28	451,421	8	456,988	16	459,586
58	14	451,947	9	457,581	14	459,103
59	10	457,194	6	459,205	7	461,384
60歳以上						
計	305	440,549	134	453,885	135	457,275

その6 高等学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22	1	175,079	43	195,107						
23			61	200,702						
24			86	208,533						
25			97	216,043						
26			129	225,344						
27	2	215,722	136	236,706						
28	2	211,424	146	246,071						
29			157	256,412						
30	1	231,423	160	265,973						
31	4	241,088	153	274,292						
32			160	285,883						
33	4	252,948	140	296,942						
34	3	272,883	143	305,152						
35	1	269,701	142	315,120						
36	2	271,747	155	323,561						
37	3	281,714	164	334,619						
38	2	270,286	163	343,136						
39	4	285,626	170	353,737						
40	4	292,785	186	363,455						
41	5	299,681	229	369,513						
42	3	304,928	205	377,542						
43	1	308,953	199	383,654	1	405,519				
44	6	314,083	192	390,811						
45	5	314,934	228	392,712	5	410,048				
46	3	318,466	202	397,081	6	409,196	1	426,048		
47	3	316,551	255	401,151	21	411,272	3	429,024		
48	2	318,791	312	403,818	29	414,662	2	431,280		
49	1	357,379	296	405,837	30	415,702	14	438,713		
50	2	336,344	345	406,778	25	417,074	15	441,114		
51			348	408,356	45	417,949	24	444,736	1	447,346
52	1	339,047	325	409,176	39	418,995	29	447,042	2	455,336
53	2	326,159	275	411,499	45	420,408	38	448,441	2	454,819
54			271	414,184	29	422,171	26	448,977	12	457,099
55			277	419,623	29	424,378	32	451,323	17	459,409
56			237	422,154	25	425,103	21	448,677	29	458,187
57	1	340,787	195	425,657	32	430,035	19	453,585	35	459,275
58			210	428,363	25	432,700	10	453,994	47	461,248
59			214	432,111	16	436,185	4	453,840	38	461,753
60歳以上										
計	68	289,034	7,406	364,569	402	421,076	238	447,581	183	459,837

その7 中学校・小学校教育職

職務の級 年齢	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額	人員	平均 給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳以下										
19										
20										
21										
22			242	195,135						
23			383	200,417						
24			579	207,510						
25			674	214,510						
26			709	224,860						
27			685	235,816						
28			660	247,191						
29			629	257,405						
30			602	268,590						
31			595	277,491						
32			585	288,125						
33			565	298,347						
34			595	307,624						
35			492	315,743						
36			458	323,924						
37			463	333,641						
38			444	343,437						
39			427	351,238						
40			489	359,362						
41			512	366,965						
42			485	371,870						
43			472	377,080	1	393,466				
44			578	382,371	3	395,345				
45			580	384,029	41	396,057	6	408,848		
46			437	386,548	54	396,969	11	410,976		
47			426	389,435	90	399,917	21	411,735		
48			472	391,816	137	401,832	52	414,932		
49			475	394,957	136	403,839	71	417,157	1	421,026
50			412	396,669	118	405,125	86	418,954	6	423,407
51			447	398,851	129	406,532	118	420,425	8	424,821
52			451	401,718	144	408,625	154	422,800	22	426,726
53			488	406,217	189	411,406	160	425,698	47	429,932
54			599	411,027	201	414,251	133	428,078	77	431,663
55			541	415,820	193	417,460	126	430,722	132	433,567
56			491	419,878	156	420,122	87	433,170	142	435,236
57			495	422,521	216	423,781	38	433,542	219	436,027
58			452	426,656	175	427,056	34	435,769	246	437,823
59			378	430,016	166	430,278	33	439,703	225	440,386
60歳以上										
計	0	—	19,467	332,787	2,149	413,744	1,130	425,106	1,125	436,008

その 8 任期付研究員

区分 年齢	人 員	平 均 給料額
18歳以下	人	円
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35	1	357,458
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60歳以上		
計	1	357,458

その 9 一般任期付職員

区分 年齢	人 員	平 均 給料額
18歳以下	人	円
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32	1	227,446
33		
34		
35		
36	1	255,188
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55	1	459,190
56		
57		
58		
59		
60歳以上	1	609,500
計	4	387,831

第6表 職員の給料表別・職務の級別・号給別人員分布
その1 行 政 職

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
1				1							
2				1							
3					2						
4							3				
5			1								
6											
7							1				
8		1					1				
9	21	2		2	2						
10		4									
11	2	4	1		1				1		
12	15	57		1			2				
13	2	11						1		1	
14	2	16	2				1		2	1	
15	4	12		3					3		
16	22	67	4	2	1		1		1		
17	6	12	11	9	1				4		
18	2	16	24	3	2				4		
19	2	10	16	13	1				1		
20	21	34	11	14					3		
21		45	32	14					3		
22	7	24	40	23	1				3		
23	1	12	26	21					3		
24	12	37	10	17							
25	2	32	17	20	4			1	1		
26	7	30	33	24	1				1		
27	1	30	18	25	2				1		
28	17	25	22	31	3			1			
29	54	18	24	9	3			2	1		
30	7	18	22	22	1			6			
31	6	6	6	34	6			7			
32	69	3	10	34	4		1	11			
33	13	1	16	39			3	8			
34	19	2	27	16	3		6	9			
35	17	1	27	48	4		6	8			
36	71	1	25	31	3		2	10			
37	22	2	25	39	4	1	12	6			
38	10	1	17	35	6		11	3			
39	13		17	52	7		13	8			
40	76		15	49	5	1	14	1			
41	17		13	19	6	1	14	2			
42	13		17	37	7	2	23	2			
43	15		10	56	8	1	35	2			
44	7		16	68	6		24	2			
45	9		11	50	5	1	25				
46	3		8	64	6	2	21				
47	8		18	64	8	1	26	4			
48	3		14	77	12	2	21	1			
49	2		13	12	7	8	14	3			
50	1		9	73	20	6	9				
51	5		9	45	12	8	5				
52	3		14	70	14	11	4				
53	2		12	63	12	6	4				
54	1		9	72	9	12	2				
55			5	55	8	14	4				
56			7	73	15	16	5				
57	3		12	60	13	20	5				
58			8	68	14	15	1				
59			6	59	22	7	2				
60			11	32	15	17	1				
61	2		5	38	18	15	1				
62			6	49	21	15	1				
63	1		2	44	15	10					
64	1		6	69	23	15					
65				56	27	22	5				

職務の級 号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
66			8	54	40	25					
67	2		6	49	26	34					
68	1		2	44	25	27					
69			6	46	34	38					
70			1	41	50	36					
71			2	47	52	39					
72			2	45	43	36					
73			2	42	64	43					
74			3	37	48	30					
75			2	64	54	31					
76			3	49	44	23					
77			1	56	70	30					
78				42	41	26					
79			1	37	80	27					
80				43	58	23					
81				32	68	54					
82			2	19	53						
83				24	79						
84			3	14	108						
85			4	9	92						
86				8	80						
87			2	4	116						
88			3	6	110						
89			2	67	106						
90			3		64						
91			2		43						
92			2		28						
93			2		101						
94			3								
95			2								
96											
97			2								
98			1								
99			2								
100											
101											
102			1								
103			1								
104											
105			1								
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113			37								
計	622	534	854	2,884	2,167	751	329	98	32	2	8,273
構成比	7.5%	6.4%	10.3%	34.9%	26.2%	9.1%	4.0%	1.2%	0.4%	0.0%	100.0%

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第6表の各表について同じ。）。

なお、この表に示す人員の他、職員の給与等に関する条例第8条の2により定額を支給される職員が1名、行政職給料表が適用される一般任期付職員が4級26号給に1名、3級27号給に1名いる。

その2 研 究 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16		3				
17						
18			2			
19		4	3			
20		1				
21					1	
22			1		1	
23		1			1	
24			1			
25					1	
26		1	1		3	
27			1		1	
28		1	2		2	
29					2	
30					2	
31		3			2	
32			3		1	
33			1			
34		1	1		4	
35		3	1		2	
36		2			2	
37		1	2		4	
38		2			1	
39					1	
40		1	1	1	2	
41		2		2	3	
42			1	2		
43		2	1		1	
44			2	1	1	
45		1	3	2	30	
46		1		1		
47		1		2		
48			1	1		
49		2	2	2		
50			1	2		
51		3	2	4		
52			1	2		
53			4	1		
54		1	2	1		
55		1	1	2		
56		1	2	1		
57			2	1		
58		1	3	4		
59			4			
60		2	1			
61			2			
62			2			
63			1			
64			1			
65						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66			2	2		
67				2		
68			1			
69			1	1		
70				1		
71			1			
72				1		
73					2	
74			2	1		
75						
76			1			
77			1	1		
78						
79			1			
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
計		43	69	43	68	223
構成比		19.3%	30.9%	19.3%	30.5%	100.0%

その3 医師・歯科医師職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8	5				
9					
10					
11	6				
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24		1			
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35				1	
36					
37					
38				1	
39					
40					
41				1	
42			2		
43			1	1	
44				2	
45				1	
46					
47				2	
48					
49			1		
50					
51					
52					
53			1		
54				1	
55				1	
56			1		
57				1	
58					
59					
60				2	
61					
62					
63					
64					
65				1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	計
66					
67					
68				1	
69					
70					
71					
72					
73				5	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計	11	1	6	21	39
構成比	28.2%	2.6%	15.4%	53.8%	100.0%

(注) この表に示す人員の他、医師・歯科医師職給料表が適用される一般任期付職員が4級73号給に1名いる。

その 4 看 護 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
1									66								
2									67								
3									68								
4									69								
5									70								
6									71								
7									72								
8									73								
9									74								
10									75								
11									76								
12									77								
13									78								
14									79								
15									80								
16									81								
17									82								
18									83								
19									84								
20									85								
21									86								
22									87								
23									88								
24									89								
25									90			1					
26									91								
27									92								
28									93								
29									94								
30									95				1				
31									96								
32									97								
33									98		1						
34									99								
35									100								
36									101								
37									102								
38									103								
39									104								
40									105								
41									106								
42									107								
43									108								
44									109								
45									110								
46									111								
47									112								
48									113								
49									114								
50									115								
51									116								
52									117								
53									118								
54									119								
55									120								
56			1						121								
57									122								
58									123								
59									124								
60									125								
61									126								
62									127								
63									128								
64									129								
65									130								

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
170								
171								
172								
173								
174								
175								
176								
177								
計	0	0	1	2	1	0	0	4
構成比	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%

その5 警 察 職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
1				1					1	
2										
3									1	
4				1						
5				1						
6										
7										
8	104								1	
9	6									
10	3									
11	50									
12	12		1							
13	10		1							
14	5		5							
15	56		3							
16	20		3							
17	13		1							
18	4		5	1		1				
19	49		1		1	1				
20	9		2	1	4					
21	19		2		1	1				
22	4		9	3						
23	48	3	5		1	1				
24	198		7	16	2					
25	58	24	25	7	3					
26	28	21	10	24	1					
27	223	143	19	10	3	4				
28	35	47	15	18	1	1				
29	61	46	16	12	1	1				
30	32	29	29	34	1	2				
31	175	110	15	28	2	2				
32	60	56	24	29	2	2				
33	49	33	15	22	3	3				
34	28	64	62	43	4	4			1	
35	30	42	20	31	7	4				
36	30	47	114	44	2	8				2
37	20	104	69	29	9	6				
38	12	39	83	45	5	12				2
39	13	62	55	29	6	7	1			4
40	2	54	95	60	4	5				5
41	2	41	63	36	10	7		1		2
42	1	112	77	37	7	5	1	1		4
43	1	36	57	28	12	4				6
44	1	67	72	42	8	2	1			2
45	5	43	65	37	17	3		1		4
46		79	77	52	16	5	1	2		7
47		47	66	36	20	3	1			10
48	3	5	51	41	12	5	2			5
49			33	47	16	8	3	2		7
50		2	46	47	11	6	2	4		10
51	2	6	48	37	11	4				11
52	1	1	41	37	9	5	3	3		14
53	3	4	36	36	12	2		5		36
54	1	1	27	37	7	1	7	2		
55		2	27	45	19	5	2	5		
56	1	2	35	43	7	2	3	4		
57	1	1	37	41	17	4	2			
58			25	36	6	3	4	2		
59		2	22	46	11	3	4	5		
60	1		18	46	5	2	3	3		
61			22	53	12	2	4	4		
62			16	39	8	5	2	4		
63		1	12	54	17		6	4		
64			16	32	6	7	8	3		
65			18	38	14	6	7	9		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
66			11	37	10	23	10	4		
67			10	38	15	29	7	9		
68			7	38	7	28	12	9		
69			10	50	14	17	9	4		
70		1	4	31	13	26	6	7		
71		1	16	38	12	31	11	7		
72			10	43	14	36	9	3		
73		2	13	41	18	38	14	8		
74			2	26	22	49	18	5		
75		1	12	36	21	47	9	3		
76			5	25	10	58	19	4		
77			8	46	12	58	15	7		
78			11	19	4	58	10			
79		1	9	32	4	68	17			
80			7	31	1	68	8			
81			4	34	5	74	13			
82			9	24	2	60	8			
83			11	33	7	39	12			
84			5	23	4	46	12			
85			6	37	2	42	2			
86			5	21	3	40	4			
87			9	34	2	40	1			
88		1	3	18	6	28	2			
89			7	40	1	23	2			
90			2	13	4	22	3			
91			3	35	4	10				
92			3	25	1	12	5			
93			5	36	2	14				
94			2	10	1	7				
95			8	30	4	6				
96			2	25	1	3				
97			6	38	3	5				
98			1	21	1	4				
99			3	34	1					
100			4	24						
101			5	47	1	7				
102				24						
103			2	32						
104			2	22	1					
105			2	26	5					
106			2	23						
107			4	25						
108			3	26						
109			4	29						
110			3	29						
111			1	30						
112			2	33						
113			7	34						
114			4	34						
115			2	28						
116			2	35						
117			1	39						
118			3	36						
119			2	45						
120			2	39						
121			4	34						
122			2	29						
123			4	33						
124			4	54						
125			5	38						
126			2	33						
127		1	3	33						
128			3	38						
129				30						
130				29						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
131			4	29						
132			5	27						
133				27						
134				37						
135			2	32						
136				29						
137			2	162						
138		1	3							
139			2							
140			4							
141			3							
142										
143			3							
144			1							
145			6							
146			5							
147			1							
148			6							
149			5							
150			4							
151			4							
152			2							
153			1							
154										
155										
156										
157			2							
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
計	1,489	1,385	2,096	3,928	591	1,280	305	134	135	11,343
構成比	13.1%	12.2%	18.5%	34.6%	5.2%	11.3%	2.7%	1.2%	1.2%	100.0%

その6 高等学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17	1	44				
18						
19		8				
20		31				
21		23				
22		8				
23		15				
24		36				
25		19				
26		11				
27		14				
28		43				
29		29				
30		28				
31		24			1	
32		42				
33	1	19			1	
34		50			1	
35		18			2	
36		57			2	
37		37			6	
38		39			17	
39	1	35			13	
40	1	45			11	
41	1	43			9	
42		40			22	
43		36			14	
44		36			19	
45		36			7	
46		48			5	
47		33			8	
48		50			11	
49	1	35			7	
50		41			9	
51		28			4	
52		35			7	
53	3	34			3	
54		41			3	
55	1	44				
56		41				
57		30			1	
58	1	44		1		
59		35		1		
60		25		2		
61		27		2		
62		38		2		
63		36		5		
64	1	32		9		
65		44		4		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66	3	37		9		
67		37		2		
68		26		21		
69	1	38		18		
70	1	32	1	16		
71	1	43		13		
72		32		15		
73		40	1	14		
74	2	28		7		
75		46	1	15		
76		45		11		
77	1	36	1	15		
78		31	2	3		
79	1	43		11		
80		33	3	8		
81		26	2	8		
82	1	29	7	4		
83	1	37	3	3		
84		42	5	2		
85		37	3	6		
86	2	26	15	1		
87	1	47	13	1		
88		30	9	2		
89		46	17			
90		25	20	1		
91	1	29	20	3		
92		31	24			
93	2	31	6	3		
94	1	33	19			
95		36	11			
96		33	18			
97	1	45	14			
98	1	32	15			
99	1	50	14			
100	1	19	13			
101		35	17			
102		47	13			
103	2	31	10			
104		29	14			
105	1	54	19			
106		62	22			
107	2	40	16			
108	1	27	14			
109	1	47	4			
110	1	41	3			
111	1	33	2			
112		51	3			
113		50	4			
114		41	3			
115		34				
116		35				
117		47	1			
118	1	34				
119	1	27				
120		75				
121		58				
122	1	61				
123	2	32				
124		63				
125	1	45				
126	3	83				
127	1	40				
128	3	100				
129		39				
130	1	91				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131	2	65				
132		119				
133		35				
134		95				
135	1	97				
136		124				
137		88				
138	1	112				
139		115				
140		176				
141	1	143				
142		217				
143		87				
144		64				
145		76				
146		71				
147		70				
148		74				
149		66				
150		66				
151		70				
152		75				
153		70				
154		74				
155		91				
156		82				
157		83				
158		92				
159		111				
160	1	85				
161		77				
162		56				
163		50				
164		32				
165		21				
166		19				
167	1	31				
168		9				
169	3	28				
計	68	7,406	402	238	183	8,297
構成比	0.8%	89.3%	4.8%	2.9%	2.2%	100.0%

(注) この表に示す人員の他、高等学校教育職給料表が適用される一般任期付職員が5級42号給に1名いる。

その7 中学校・小学校教育職

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		244				
18		1				
19		50				
20		245				
21		105				
22		55				
23		77				
24		345				
25		94				
26		110			1	
27		104			1	
28		384			3	
29		108			6	
30		150			8	
31		106			10	
32		209			8	
33		69			18	
34		330			25	
35		78			20	
36		184			44	
37		92			41	
38		359			58	
39		86			66	
40		206			73	
41		82			84	
42		195			89	
43		220			94	
44		128			105	
45		110			85	
46		147			66	
47		126			58	
48		103			43	
49		185			36	
50		134			24	
51		148			20	
52		109			15	
53		139			6	
54		169			7	
55		119			5	
56		157			1	
57		162			5	
58		196				
59		112				
60		148				
61		107				
62		171	1			
63		107				
64		76				
65		192				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
66		137				
67		169				
68		111	2			
69		145				
70		125		1		
71		132	1	5		
72		100	1	5		
73		121	1	8		
74		95	3	2		
75		94	3	18		
76		76	7	3		
77		128	5	14		
78		84	4	16		
79		79	31	19		
80		108	37	20		
81		99	5	13		
82		94	35	24		
83		71	31	19		
84		62	55	53		
85		84	28	30		
86		94	54	33		
87		76	30	32		
88		68	51	42		
89		94	32	38		
90		59	45	39		
91		72	44	29		
92		49	68	48		
93		65	27	34		
94		63	79	38		
95		113	40	26		
96		38	54	30		
97		67	23	42		
98		66	45	26		
99		81	38	35		
100		46	49	26		
101		117	20	37		
102		58	49	22		
103		93	34	41		
104		60	55	27		
105		77	26	31		
106		143	60	24		
107		89	40	35		
108		110	82	35		
109		83	41	29		
110		79	50	10		
111		112	58	30		
112		56	52	9		
113		71	60	32		
114		172	54			
115		123	62			
116		85	53			
117		64	70			
118		139	30			
119		125	57			
120		151	30			
121		73	62			
122		189	35			
123		145	46			
124		145	21			
125		39	73			
126		325				
127		126				
128		169				
129		31				
130		162				

その8 任期付研究員

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	計
131		132				
132		219				
133		32				
134		137				
135		167				
136		142				
137		27				
138		143				
139		108				
140		121				
141		32				
142		220				
143		154				
144		190				
145		32				
146		185				
147		119				
148		57				
149		41				
150		86				
151		103				
152		96				
153		80				
154		107				
155		88				
156		103				
157		81				
158		152				
159		74				
160		158				
161		139				
162		113				
163		120				
164		152				
165		181				
166		140				
167		147				
168		165				
169		194				
170		118				
171		131				
172		64				
173		508				
計	0	19,467	2,149	1,130	1,125	23,871
構成比	0.0%	81.6%	9.0%	4.7%	4.7%	100.0%

区分 号給	人員	構成比
1		
2	1	100.0%
3		
計	1	100.0%

第7表 職員の主な手当受給者の種類別の人員・1人当たり平均手当月額

区 分	受 給 者 数	総 職 員 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合	受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	
	人	%	円	
扶 養 手 当	24,762	47.6	20,500	
地 域 手 当	52,056	100.0	23,265	
住 居 手 当	8,601	16.5	26,891	
通 勤 手 当	交通機関等のみ利用者	16,819	32.3	16,307
	交通用具のみ使用者	29,240	56.2	9,017
	交通機関等 併 用 者 交通用具	1,818	3.5	24,447
	計	47,877	92.0	12,164
管 理 職 手 当	4,067	7.8	51,567	

(注) 交通用具とは、自動車、自転車等をいう。以下第11表及び第12表において同じ。

第8表 職員の扶養手当受給者の給料表別人員及び支給区分別扶養親族数

区 分 給料表	扶 養 手 当 受 給 者	扶 養 親 族 数				
		配 偶 者 (13,000円)	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人 (11,000円)	配偶者以外 の扶養親族 (6,500円)	計	うち 特定期間 にある子 (5,000円)
	人	人	人	人	人	人
行 政 職	4,381	2,718	248	6,407	9,373	2,251
研 究 職	146	96	4	215	315	74
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	18	12	1	24	37	8
看 護 職	2	0	0	2	2	1
警 察 職	7,140	5,720	98	10,391	16,209	2,736
高 等 学 校 教 育 職	4,086	2,356	196	5,998	8,550	2,481
中 ・ 小 学 校 教 育 職	8,988	4,306	463	13,247	18,016	5,042
一 般 任 期 付 職 員	1	0	0	1	1	0
計	24,762	15,208	1,010	36,285	52,503	12,593
2 4 年	25,506	15,872	1,039	37,196	54,107	13,307

(注) 特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

第9表 職員の地域手当受給者の給料表別・地域区分別人員分布

給料表	区分 地域手当 受給者	内 訳					
		1級地		2級地		3級地	
		人員	割合	人員	割合	人員	割合
行政職	人 8,274	人 5,338	% 64.5%	人 550	% 6.7%	人 2,386	% 28.8%
研究職	223	120	53.8%	6	2.7%	97	43.5%
看護職	4	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
警察職	11,343	9,153	80.7%	744	6.6%	1,446	12.7%
高等学校教育職	8,297	4,102	49.4%	885	10.7%	3,310	39.9%
中・小学校教育職	23,871	12,748	53.4%	2,422	10.1%	8,701	36.5%
任期付研究員	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
一般任期付職員	3	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%
計	52,016	31,467	60.5%	4,607	8.9%	15,942	30.6%
24年	52,953	31,766	60.0%	4,938	9.3%	16,249	30.7%

(注) 医師・歯科医師職給料表適用者については、地域手当率は一律15%であるため、本表には含んでいない。

(医師・歯科医師職給料表適用者の人員数) 医師・歯科医師職 39名、一般任期付職員 1名

第10表 職員の住居手当受給者（借家等居住者）の給料表別・家賃等負担額階層別人員分布及び平均手当月額並びに住居手当受給者（自宅居住者）の給料表別人員

給料表	区分 住居手当 受給者	借 家 等 居 住 者					自 宅 居 住 者
		家賃等の月額 12,001円～ 23,000円	家賃等の月額 23,001円～ 57,000円	家賃等の月額 57,001円 以上	計	借家等居住者 の平均手 当月額	
		人員	人員	人員	人員	円	
行政職	人 1,175	人 3	人 348	人 824	人 1,175	円 26,751	人 —
研究職	38	0	7	31	38	27,474	—
医師・歯科医師職	4	0	1	3	4	28,000	—
看護職	0	0	0	0	0	0	—
警察職	1,687	4	409	1,274	1,687	27,127	—
高等学校教育職	1,387	2	510	875	1,387	26,529	—
中・小学校教育職	4,308	3	1,317	2,988	4,308	26,947	—
一般任期付職員	2	0	0	2	2	28,000	—
計	8,601	(0.1) 12	(30.3) 2,592	(100.0) 5,997	8,601	26,891	—
24年	30,709	(0.2) 15	(29.7) 2,489	(100.0) 5,939	8,443	26,914	22,266

(注) () 内の数字は、住居手当受給者（借家等居住者）合計に対する家賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第11表 職員の通勤手当受給者（交通機関等利用者）の給料表別・運賃等負担額階層別人員分布及び平均運賃等負担額

区分 給料表	運賃等負担額				平均運賃等 負担額
	55,000円以下	55,001円以上 63,000円以下	63,001円以上	計	
行政職	4,685人	99人	79人	4,863人	18,010円
研究職	115	2	1	118	20,602
医師・歯科医師職	18	2	1	21	25,622
看護職	2	0	0	2	19,779
警察職	7,750	26	30	7,806	17,217
高等学校教育職	1,641	3	4	1,648	17,155
中・小学校教育職	4,153	8	15	4,176	14,267
任期付研究員	1	0	0	1	22,033
一般任期付職員	2	0	0	2	21,692
計	(98.6) 18,367	(99.3) 140	(100.0) 130	18,637	16,789
24年	(98.6) 18,832	(99.2) 121	(100.0) 148	19,101	16,964

(注) 1 人員には交通機関等と交通用具の併用者（1,818人）を含む。

2 () 内の数字は、通勤手当受給者（交通機関等利用者）合計に対する運賃等負担額階層別人員の累計の割合を示す。

第12表 職員の通勤手当受給者（交通用具使用者）の給料表別・交通用具使用距離階層別人員分布

区分 給料表	自 転 車 等								自 動 車 等											
	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上	計	6km 未満	6km 以上 10km 未満	10km 以上 14km 未満	14km 以上 18km 未満	18km 以上 22km 未満	22km 以上 26km 未満	26km 以上 30km 未満	30km 以上 34km 未満	34km 以上 38km 未満	38km 以上 42km 未満	42km 以上 46km 未満	
行政職	218	40	2	0	1	0	0	261	560	379	337	286	249	201	189	160	135	94	67	
研究職	8	3	0	0	0	0	0	11	22	13	6	1	13	9	7	3	5	4	1	
医師・ 歯科医師職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
看護職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
警察職	487	96	13	3	2	0	0	601	376	213	166	222	191	201	194	176	144	123	85	
高等学校 教職	189	57	6	1	1	0	0	254	1,133	1,137	863	761	524	407	340	247	176	109	92	
中・小学校 教職	1,013	178	11	1	1	1	0	1,205	5,115	4,271	2,876	1,932	1,159	746	495	289	178	105	49	
任期付 研究員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般任期 付員	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
計	1,916	374	32	5	5	1	0	2,333	7,207	6,013	4,248	3,203	2,138	1,564	1,227	875	638	435	294	
24年	1,869	371	33	5	4	1	0	2,283	7,355	6,080	4,307	3,280	2,276	1,614	1,244	868	642	419	299	

区分 給料表	自 動 車 等																	計	合計
	46km 以上 50km 未満	50km 以上 54km 未満	54km 以上 58km 未満	58km 以上 62km 未満	62km 以上 66km 未満	66km 以上 70km 未満	70km 以上 74km 未満	74km 以上 78km 未満	78km 以上 82km 未満	82km 以上 86km 未満	86km 以上 90km 未満	90km 以上 94km 未満	94km 以上 98km 未満	98km 以上 102km 未満	102km 以上 106km 未満	106km 以上 110km 未満	110km 以上		
行政職	50	46	31	27	18	13	20	14	4	3	5	5	3	0	2	3	25	2,926	3,187
研究職	1	0	0	3	1	0	3	1	1	2	0	1	0	0	0	0	1	98	109
医師・ 歯科医師職	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
看護職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
警察職	67	77	43	24	23	15	11	11	7	8	2	0	0	0	0	0	2	2,381	2,982
高等学校 教職	64	42	22	17	16	11	5	3	0	1	4	2	3	2	0	2	3	5,986	6,240
中・小学校 教職	41	20	15	11	9	5	1	3	2	3	0	0	0	1	0	0	1	17,327	18,532
任期付 研究員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般任期 付員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
計	223	185	111	82	68	44	40	32	14	17	11	8	6	3	2	5	32	28,725	31,058
24年	212	178	121	84	63	46	45	32	9	14	12	3	7	3	3	2	35	29,253	31,536

(注) 人員には、交通機関等と交通用具の併用者（1,818人）を含む。

第2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所 2,004事業所
- (2) 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

3 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記2の(1)に該当する事業所を組織・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、463事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 集計

- (1) 調査実人員 初任給関係1,164人（行政職に相当する調査実人員1,140人）、初任給関係以外の調査職種17,705人（行政職に相当する調査実人員15,830人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、122,540人であり、行政職に相当するものは、97,740人である。）
- (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 403	事業所 70	事業所 60	事業所 47	事業所 156	事業所 70
鉱業，採石業， 砂利採取業，建設業	21	6	4	0	6	5
製 造 業	192	25	26	27	80	34
電気・ガス・熱供給 ・水道業，情報通信業， 運輸業，郵便業	62	14	11	8	17	12
卸売業，小売業	37	9	9	2	14	3
金融業，保険業， 不動産業，物品賃貸業	18	8	2	3	4	1
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	73	8	8	7	35	15

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が13所、調査不能の事業所が47所あった。

2 調査対象事業所463所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所13所を除いた450所に占める調査完了事業所403所の割合（調査完了率）は、89.6%。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、複合サービス事業（郵便局に分類されるものを除く。）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	193,828	194,949	192,016	186,553
		短 大 卒	172,560	172,651	172,053	x
		高 校 卒	157,086	158,563	157,365	※ 154,479
新 卒 技 術 者	大 学 卒	201,156	202,287	199,411	183,242	
	短 大 卒	177,266	177,371	※ 176,059	-	
	高 校 卒	158,705	159,664	157,422	※ 155,600	
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	197,148	198,579	194,300	185,096	
	短 大 卒	174,743	174,894	173,585	x	
	高 校 卒	158,367	159,564	157,406	154,789	
そ の 他	新 卒 船 員	海上技術学校卒	-	-	-	-
	新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	-	-	-	-
	新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	x	-	x	-
	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	x	-	x	-
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 210,451	-	※ 210,451	-
	新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	-	-	-	-
		高 校 卒	※ 160,932	-	※ 160,932	-
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	-	-	-	-
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	-	-	-	-
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 術 師	養 成 所 卒	-	-	-	-
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	-	-	-	-
	準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 210,444	x	※ 209,991	-
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	-	-	-	-	

- (注) 1 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成24年度中に資格免許を取得し、平成25年4月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成22年3月大学卒業後、平成22年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成25年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査実人員が10名以下であることを示す。

第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)		
支店(支社)長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	51	50.2	684,516	2,441	682,075	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	39	49.8	723,444	3,343	720,101		
	-	-	-	-	-		
工場長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	31	51.2	707,162	1,231	705,930	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)	
	37	51.0	744,992	1,619	743,373		
	3	53.8	612,536	0	612,536		
事務部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	10	51.5	629,225	369	628,856	2課以上又は構成員20人以上の部長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	1	x	x	x	x		
	368	51.7	634,936	1,350	633,586		
技術部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	480	51.5	643,465	1,227	642,237	同上	
	22	53.4	607,612	0	607,612		
	65	52.2	590,542	2,610	587,932		
事務部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	332	51.0	644,253	3,007	641,246	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	
	266	50.9	666,542	3,400	663,142		
	20	49.9	629,955	304	629,651		
技術部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	46	52.0	545,229	2,129	543,100	同上	
	-	-	-	-	-		
	165	49.5	552,089	16,925	535,164		
事務課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	130	49.4	566,926	15,980	550,946	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	
	5	52.4	463,392	0	463,392		
	29	49.8	502,551	25,036	477,515		
技術課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	1	x	x	x	x	同上	
	102	49.9	626,517	3,148	623,369		
	85	49.7	641,860	2,399	639,461		
事務課次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	5	48.9	606,903	10,911	595,992	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	12	52.1	537,541	4,164	533,377		
	-	-	-	-	-		
技術課長代理 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	1,022	48.2	541,314	3,862	537,452	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
	766	47.7	558,176	3,010	555,166		
	63	47.8	485,430	9,065	476,365		
事務課長代理 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	191	50.4	494,162	5,311	488,851	同上	
	2	49.9	486,708	43,305	443,402		
	944	46.4	552,711	7,050	545,660		
技術課長代理 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	691	45.8	564,305	6,298	558,007	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
	83	46.7	538,591	5,856	532,735		
	168	48.8	509,859	10,934	498,925		
事務課長代理 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	2	49.4	488,769	0	488,769	同上	
	372	46.7	502,357	47,096	455,261		
	257	46.4	522,444	48,019	474,425		
技術課長代理 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	24	44.4	443,894	50,699	393,195	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
	89	47.9	463,764	44,250	419,514		
	2	46.5	434,920	31,015	403,905		
事務係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	300	39.5	464,755	10,817	453,939	同上	
	182	37.2	462,266	4,538	457,728		
	8	43.5	605,519	46,168	559,351		
事務係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	107	49.7	467,714	35,900	431,814	係の長及び係長級専門職	
	3	43.6	425,952	59,955	365,997		
	1,074	43.2	419,522	41,525	377,997		
技術係長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	577	42.0	432,773	46,098	386,675	同上	
	127	43.5	389,136	36,459	352,677		
	365	44.8	409,844	36,568	373,276		
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	5	48.3	476,107	49,083	427,024	同上	
	986	41.8	442,254	57,258	384,995		
	487	38.8	453,388	64,377	389,011		
技術主任 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	89	44.1	440,431	43,789	396,642	前記主任に事故等のあるときの職務代行者 主任に直属し部下に係長等の役職者を有する者 主任に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記主任代理と同等と認められる主任代理及び主任代理級専門職	
	405	45.2	428,304	51,431	376,873		
	5	52.9	436,704	6,333	430,372		
事務主任 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	831	40.7	386,535	36,904	349,631	同上	
	483	38.7	386,797	37,808	348,989		
	124	43.6	402,880	39,427	363,453		
技術主任 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	220	43.2	376,407	32,808	343,598	前記主任に事故等のあるときの職務代行者 主任に直属し部下に係長等の役職者を有する者 主任に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記主任代理と同等と認められる主任代理及び主任代理級専門職	
	4	53.0	445,168	76,324	368,844		
	578	42.0	438,730	59,203	379,527		
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	280	40.5	445,449	58,627	386,822	同上	
	60	41.1	464,295	71,140	393,155		
	236	44.2	423,407	56,326	367,081		
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	2	45.0	392,500	92,200	300,300	前記主任に事故等のあるときの職務代行者 主任に直属し部下に係長等の役職者を有する者 主任に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記主任代理と同等と認められる主任代理及び主任代理級専門職	
	5,109	36.5	324,092	35,467	288,626		
	2,680	34.2	337,932	40,148	297,783		
技術係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	778	37.7	299,839	30,430	269,409	同上	
	1,613	39.4	311,371	30,380	280,991		
	38	50.6	357,113	20,366	336,747		
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	3,345	35.4	363,967	60,554	303,413	同上	
	1,824	32.6	377,498	68,348	309,150		
	355	35.2	350,746	56,607	294,139		
事務係員 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	1,120	39.2	348,022	50,296	297,727	同上	
	46	46.5	357,568	56,687	300,881		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
支店(支社)長	45	51.2	709,323	2,087	707,236	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職10級、特10級
	35	50.6	747,116	2,769	744,347		
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	10	53.0	596,252	46	596,206		
高校卒	-	-	-	-	-		
中卒	-	-	-	-	-		
工場長	41	50.8	744,331	656	743,675	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	30	50.9	783,515	771	782,744		
短大卒	3	53.8	612,536	0	612,536		
高校卒	7	49.9	681,164	555	680,609		
中卒	1	-	-	-	-		
事務部長	393	51.5	665,883	1,119	664,764	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	350	51.3	667,542	704	666,838		
短大卒	13	53.7	674,831	0	674,831		
高校卒	30	52.4	644,938	5,876	639,063		
中卒	-	-	-	-	-		
技術部長	242	50.9	680,377	2,453	677,924	同 上	同 上
大学卒	209	50.6	689,313	2,844	686,469		
短大卒	14	52.3	656,729	0	656,729		
高校卒	19	52.4	603,508	64	603,444		
中卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	107	49.3	581,495	25,757	555,737	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同 上
大学卒	90	49.2	586,779	21,616	565,163		
短大卒	1	-	-	-	-		
高校卒	16	49.8	550,157	52,789	497,368		
中卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	75	50.1	658,420	1,072	657,348	同 上	同 上
大学卒	67	49.9	666,605	1,066	665,539		
短大卒	3	44.7	634,619	3,084	631,535		
高校卒	5	56.0	578,690	0	578,690		
中卒	-	-	-	-	-		
事務課長	711	48.1	570,638	2,697	567,940	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職8級、9級
大学卒	569	47.7	580,666	2,623	578,044		
短大卒	36	48.1	521,612	574	521,039		
高校卒	104	50.1	533,779	3,209	530,571		
中卒	2	49.9	486,708	43,305	443,402		
技術課長	692	46.1	576,184	6,596	569,588	同 上	同 上
大学卒	532	45.5	581,457	6,181	575,276		
短大卒	67	47.2	563,320	6,617	556,703		
高校卒	92	49.7	551,148	9,513	541,635		
中卒	1	-	-	-	-		
事務課長代理	237	47.1	538,245	51,670	486,575	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職6級、7級
大学卒	180	46.7	550,394	54,574	495,820		
短大卒	6	46.4	482,505	39,552	442,952		
高校卒	51	48.4	499,245	42,179	457,066		
中卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	243	39.0	467,009	6,965	460,043	同 上	同 上
大学卒	145	36.7	463,830	1,126	462,704		
短大卒	8	43.5	605,519	46,168	559,351		
高校卒	88	50.8	471,489	32,431	439,058		
中卒	2	47.0	492,077	96,541	395,536		
事務係長	600	42.9	436,991	44,025	392,965	係の長及び係長級専門職	行政職4級、5級
大学卒	338	41.6	448,697	50,573	398,123		
短大卒	49	43.7	416,164	40,144	376,020		
高校卒	211	44.3	424,280	35,564	388,716		
中卒	2	53.0	573,398	105,084	468,314		
技術係長	663	41.0	447,679	58,031	389,648	同 上	同 上
大学卒	328	37.6	454,690	65,935	388,755		
短大卒	57	44.3	449,526	39,351	410,175		
高校卒	275	44.8	438,351	51,706	386,645		
中卒	3	50.9	419,646	5,301	414,345		
事務主任	449	41.6	425,144	35,531	389,613	行政職3級 (一部は4級、5級)	
大学卒	281	39.2	418,767	36,542	382,225		
短大卒	61	46.5	464,226	36,751	427,475		
高校卒	106	44.8	421,210	32,898	388,311		
中卒	1	-	-	-	-		
技術主任	381	43.6	474,146	59,703	414,442	同 上	同 上
大学卒	186	41.8	477,895	56,078	421,817		
短大卒	41	42.2	512,260	84,054	428,207		
高校卒	154	46.5	458,139	57,645	400,494		
中卒	-	-	-	-	-		
事務係員	3,086	37.1	350,851	43,491	307,360	行政職2級	
大学卒	1,691	34.8	363,666	48,371	315,295		
短大卒	433	38.3	323,401	36,591	286,809		
高校卒	943	40.5	338,861	37,699	301,162		
中卒	19	54.5	352,686	32,126	320,560		
技術係員	2,172	35.8	386,917	67,999	318,918	同 上	同 上
大学卒	1,238	32.6	396,985	75,983	321,001		
短大卒	224	35.9	369,947	64,375	305,572		
高校卒	685	40.7	375,141	55,463	319,678		
中卒	25	45.3	380,351	67,640	312,711		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)		
支店(支社)長 大学卒 短大卒 中学校卒	6	44.0	530,171	4,646	525,525	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職8級、9級
	4	43.3	535,960	7,891	528,069		
	2	45.0	521,883	0	521,883		
	-	-	-	-	-		
工場長 大学卒 短大卒 中学校卒	10	52.4	567,212	3,398	563,814	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	7	51.4	587,533	5,087	582,446		
	3	54.5	526,335	0	526,335		
	-	-	-	-	-		
事務部長 大学卒 短大卒 中学校卒	144	52.6	588,002	1,891	586,111	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
	105	52.6	601,717	2,519	599,198		
	8	53.2	528,163	0	528,163		
	30	52.3	558,569	280	558,289		
技術部長 大学卒 短大卒 中学校卒	77	50.7	580,737	4,945	575,792	同 上	同 上
	53	51.6	603,504	5,559	597,945		
	6	45.2	578,687	885	577,802		
	18	50.0	528,953	4,617	524,336		
事務部次長 大学卒 短大卒 中学校卒	49	50.2	504,345	6,048	498,297	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	同 上
	35	50.1	528,120	8,132	519,989		
	4	54.1	402,528	0	402,528		
	10	49.6	446,004	0	446,004		
技術部次長 大学卒 短大卒 中学校卒	24	48.9	561,367	9,284	552,083	同 上	同 上
	17	48.5	568,996	7,171	561,825		
	2	53.1	579,213	18,732	560,482		
	5	47.8	520,832	11,111	509,721		
事務課長 大学卒 短大卒 中学校卒	279	48.8	491,416	5,382	486,033	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職6級、7級
	179	47.9	510,533	4,217	506,316		
	23	47.9	427,213	19,389	407,824		
	77	51.0	462,779	4,966	457,813		
技術課長 大学卒 短大卒 中学校卒	225	47.3	495,772	6,208	489,564	同 上	同 上
	154	46.8	506,252	6,938	499,313		
	12	44.3	461,473	4,246	457,227		
	58	48.9	477,119	4,968	472,152		
事務課長代理 大学卒 短大卒 中学校卒	120	46.6	440,984	43,594	397,389	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職5級
	69	46.1	451,611	36,618	414,994		
	14	43.2	400,194	75,969	324,225		
	35	48.0	435,538	46,773	388,765		
技術課長代理 大学卒 短大卒 中学校卒	2	46.5	434,920	31,015	403,905	同 上	同 上
	47	43.3	445,544	55,486	390,058		
	33	43.1	437,510	52,689	384,821		
	14	43.9	463,244	61,648	401,596		
事務係長 大学卒 短大卒 中学校卒	390	44.0	408,355	42,975	365,380	係の長及び係長級専門職	行政職4級
	198	43.1	423,399	46,334	377,065		
	68	43.3	377,952	39,298	338,654		
	123	45.6	400,650	39,450	361,200		
技術係長 大学卒 短大卒 中学校卒	266	44.2	436,024	57,779	378,245	同 上	同 上
	135	41.9	459,232	64,814	394,418		
	25	44.3	426,897	55,172	371,725		
	104	47.1	407,368	50,099	357,269		
事務主任 大学卒 短大卒 中学校卒	306	39.7	352,473	41,983	310,489	行政職3級 (一部は4級)	
	163	38.0	357,353	43,686	313,666		
	51	41.1	357,282	48,838	308,444		
	91	41.9	338,048	33,408	304,640		
技術主任 大学卒 短大卒 中学校卒	155	38.3	374,381	59,684	314,697	同 上	
	79	37.3	381,195	70,624	310,571		
	15	40.2	374,743	43,195	331,548		
	61	39.1	365,064	49,703	315,361		
事務係員 大学卒 短大卒 中学校卒	1,581	35.2	282,662	25,642	257,020	行政職2級	
	782	33.0	291,341	27,847	263,495		
	295	37.3	275,856	25,123	250,732		
	500	37.3	272,872	22,581	250,291		
技術係員 大学卒 短大卒 中学校卒	4	53.0	370,290	34,933	335,357	同 上	
	953	34.5	308,141	43,123	265,018		
	474	32.3	320,255	46,488	273,767		
	110	34.0	313,328	40,800	272,528		
中学校卒	350	36.1	294,506	40,998	253,508		
	19	50.4	312,018	32,769	279,249		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)		
支店(支社)長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中卒	-	-	-	-	-		
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中卒	-	-	-	-	-		
事務部長	31	49.9	555,738	1,149	554,589	2課以上又は構成員20人以上の部の長	同 上
大学卒	25	49.7	567,125	1,432	565,694	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
短大卒	1	x	x	x	x		
高校卒	5	50.6	510,386	0	510,386		
中卒	-	-	-	-	-		
技術部長	13	54.8	490,886	0	490,886	同 上	同 上
大学卒	4	52.8	504,634	0	504,634		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	9	55.7	484,943	0	484,943		
中卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	9	48.0	556,626	0	556,626	前記部長に事故等のあるときの職務代行者	同 上
大学卒	5	46.6	590,225	0	590,225	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職	
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	50.3	500,257	0	500,257		
中卒	1	x	x	x	x		
技術部次長	3	53.7	468,713	0	468,713	同 上	同 上
大学卒	1	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	51.6	478,338	0	478,338		
中卒	-	-	-	-	-		
事務課長	32	45.2	436,502	12,008	424,494	2係以上又は構成員10人以上の課の長	行政職6級
大学卒	18	43.6	444,819	1,077	443,742	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
短大卒	4	45.2	477,515	25,349	452,166		
高校卒	10	47.9	405,672	26,000	379,672		
中卒	-	-	-	-	-		
技術課長	27	45.0	440,777	25,016	415,761	同 上	同 上
大学卒	5	45.8	433,634	0	433,634		
短大卒	4	45.8	423,492	0	423,492		
高校卒	18	44.7	446,506	37,294	409,212		
中卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	15	42.1	467,370	8,125	459,245	前記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職5級
大学卒	8	42.0	496,878	0	496,878	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	
短大卒	4	44.5	501,688	0	501,688	課長に直属し部下4人以上を有する者	
高校卒	3	39.7	349,243	38,980	310,262	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
中卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	10	45.9	434,772	14,941	419,831	同 上	同 上
大学卒	4	46.5	479,237	8,044	471,193		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	5	47.0	423,127	23,371	399,755		
中卒	1	x	x	x	x		
事務係長	84	41.6	362,444	19,394	343,049	係の長及び係長級専門職	行政職4級
大学卒	41	38.7	370,035	14,846	355,190		
短大卒	10	44.3	361,591	2,932	358,659		
高校卒	31	44.3	350,414	31,936	318,478		
中卒	2	42.0	398,144	0	398,144		
技術係長	57	41.6	397,544	44,121	353,424	同 上	同 上
大学卒	24	40.7	397,233	35,249	361,983		
短大卒	7	41.3	412,663	39,235	373,428		
高校卒	26	42.6	393,836	53,585	340,251		
中卒	-	-	-	-	-		
事務主任	76	40.2	323,586	25,151	298,435		行政職3級 (一部は4級)
大学卒	39	38.6	311,690	22,860	288,831		
短大卒	12	40.7	315,040	18,344	296,695		
高校卒	23	41.8	343,097	30,247	312,851		
中卒	2	49.3	381,841	52,149	329,693		
技術主任	42	40.4	348,665	53,404	295,261		同 上
大学卒	15	39.1	350,421	33,681	316,740		
短大卒	4	34.4	337,683	51,811	285,872		
高校卒	21	41.9	345,457	64,121	281,336		
中卒	2	45.0	392,500	92,200	300,300		
事務係員	442	37.0	282,398	12,227	270,171		行政職2級
大学卒	207	33.9	292,315	14,330	277,985		
短大卒	50	35.1	252,133	11,148	240,985		
高校卒	170	40.3	270,353	10,890	259,463		
中卒	15	46.1	358,070	4,685	353,385		
技術係員	220	33.5	278,942	29,086	249,857		同 上
大学卒	112	32.1	277,310	26,485	250,825		
短大卒	21	31.4	276,117	31,719	244,398		
高校卒	85	36.1	282,173	31,810	250,363		
中卒	2	31.0	268,431	44,306	224,125		

その2 公民給与比較の対象外職種
規 模 計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
技能・労務関係職種						
電話交換手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	12	52.7	318,096	72,797	245,299	
守衛・警備員 用務員	59 11	41.9 53.8	300,577 285,152	44,760 6,973	255,817 278,179	
海事関係職種						
船長・機関長	-	-	-	-	-	
一等航海士・一等機関士	-	-	-	-	-	
二等航海士・二等機関士	-	-	-	-	-	
三等航海士・三等機関士	-	-	-	-	-	
連航士	-	-	-	-	-	
甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
甲板手・操機手 甲板員・機関員	- -	- -	- -	- -	- -	
教育関係職種						
大学学長・副学長・学部長	15	63.1	705,513	0	705,513	
大 学 教 授	84	58.0	651,577	1,402	650,175	
大 学 准 教 授	59	51.2	536,517	1,978	534,538	
大 学 講 師	39	42.7	454,281	0	454,281	
大 学 助 教	16	48.4	476,830	0	476,830	
大 学 助 手	24	34.4	332,330	347	331,983	
高等学 校 校 長	2	61.6	689,846	0	689,846	
高等学 校 教 頭 高等学 校 教 諭	11 138	57.7 46.1	711,120 550,994	24,285 6,826	686,834 544,167	
研究関係職種						
研 究 所 長	5	55.7	940,442	0	940,442	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、 上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
研 究 部（課）長	50	47.5	642,682	5,954	636,728	
研 究 室（係）長	39	40.8	485,929	34,509	451,420	
主 任 研 究 員	111	41.9	490,579	30,718	459,861	
研 究 員	191	32.4	364,490	25,583	338,908	
研 究 補 助 員	14	32.3	318,862	46,869	271,993	
医療関係職種						
病 院 長	5	62.3	1,788,807	75,809	1,712,998	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
副 院 長	5	52.2	1,861,028	36,000	1,825,028	
医 科 長	5	51.9	1,562,668	107,470	1,455,198	
医 師	41	49.3	1,311,492	36,239	1,275,253	
歯 科 医 師	3	31.9	745,565	0	745,565	
薬 局 長	9	46.2	487,594	45,432	442,161	
薬 剤 師	41	37.1	338,741	30,175	308,565	
診 療 放 射 線 技 師	37	42.6	378,726	38,387	340,338	
臨 床 検 査 技 師	42	41.7	295,651	21,137	274,514	
栄 養 士	39	34.7	255,973	17,579	238,394	
理 学 療 法 士	99	29.2	284,202	13,861	270,341	
作 業 療 法 士	60	27.4	268,986	12,058	256,929	
総 看 護 師	11	54.9	561,760	17,977	543,782	
看 護 師	85	47.3	435,128	33,862	401,265	
看 護 師	286	40.4	342,850	44,694	298,156	
准 看 護 師	145	46.9	317,790	32,603	285,186	

第 16 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴 企業規模		項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
				大学卒	計	32.3	
大学卒	500人以上	33.5	(5.6)	(94.4)	(0)	66.5	
	100人以上500人未満	33.7	(13.7)	(86.3)	(0)	66.3	
	50人以上100人未満	26.1	(0)	(100.0)	(0)	73.9	
高校卒	計	19.3	(9.7)	(87.1)	(3.2)	80.7	
	500人以上	15.2	(3.9)	(96.1)	(0)	84.8	
	100人以上500人未満	25.7	(14.8)	(82.1)	(3.1)	74.3	
	50人以上100人未満	12.6	(0)	(87.2)	(12.8)	87.4	

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 17 表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階 企業規模		項目	定期昇給 制度あり	定期昇給制度なし		
				自動昇給	査定昇給	昇格昇給
係員	計	83.3	35.5	73.1	39.1	16.7
	500人以上	81.5	36.0	74.6	52.1	18.5
	100人以上500人未満	87.3	36.6	77.0	33.8	12.7
	50人以上100人未満	76.9	30.9	58.8	20.1	23.1
課長級	計	76.4	25.5	67.0	35.1	23.6
	500人以上	70.6	22.8	64.3	45.6	29.4
	100人以上500人未満	82.1	26.7	73.0	31.6	17.9
	50人以上100人未満	75.2	29.2	57.1	18.4	24.8

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 18 表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係員		2.7	7.2
課長級		3.8	7.4

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第 19 表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額	(参考) 県職員の支給月額
配 偶 者	14,367	13,000
配偶者と子1人	19,916	19,500
配偶者と子2人	25,278	26,000

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 職員の場合、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第 20 表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合		
支 給	50.0%		
非 支 給	50.0%		
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	<table border="1"> <tr> <td>28,000円以上</td> </tr> <tr> <td>29,000円未満</td> </tr> </table>	28,000円以上	29,000円未満
28,000円以上			
29,000円未満			

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第 21 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
計	49.6	50.4	43.2	56.8	41.9	58.1
500人以上	46.4	53.6	35.3	64.7	34.5	65.5
100人以上500人未満	52.7	47.3	49.4	50.6	47.8	52.2
50人以上100人未満	49.7	50.3	47.5	52.5	46.0	54.0

第 22 表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の
割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	14.7	14.7	7.4	7.4
30%	35.3	50.0	16.4	23.9
29%	0	50.0	0	23.9
28%	0	50.0	0	23.9
27%	0	50.0	0	23.9
26%	0.8	50.8	1.5	25.3
25%	49.2	100.0	74.7	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第23表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い

(単位：%)

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検 討 中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月例給与	2.8	3.0	85.7	8.5
年間給与	2.8	4.2	83.7	9.3

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である（次表において同じ。）。

第24表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い

(単位：%)

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検 討 中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	5.4	0.9	82.5	11.2
年間給与	6.7	0.9	81.2	11.2

第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い

(単位：%)

転居を伴う 異動がある	単身赴任手当を支給する			未 定	転居を伴う 異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	()		
45.7	(87.4)	(12.6)	(0)	54.3	

(注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 () 内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

第26表 民間における交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	93.5
非 支 給	6.5

(単位：%)

支 給 形 態		事 業 所 割 合	
運賃相当額制	全額支給制	10.3	68.1
	制限支給制		31.9
距離段階別定額制		87.6	
一 律 定 額 制		0.9	
そ の 他		1.2	

(注) 支給形態別の事業所割合は、交通用具使用者に対する通勤手当を支給する事業所を100とし、全額支給制及び制限支給制の割合は、運賃相当額制の事業所を100とした割合である。

第 3 生計費関係資料

平成25年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査」（総務省）等の大分類項目に対応する。

食 料 費	……………	食 料
住 居 関 係 費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服・履 物 費	……………	被服及び履物
雑 費 I	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成25年4月の費目別標準生計費を算定した。

2人～5人世帯については、家計調査（神戸市・勤労者世帯）における平成25年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成24年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第27表

神戸市における費目別、世帯人員別
標準生計費（平成25年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円
食 料 費	25,490	29,160	41,200	53,240	65,270
住 居 関 係 費	34,060	35,920	32,360	28,790	25,230
被 服 ・ 履 物 費	6,770	6,750	11,710	16,670	21,630
雑 費 I	22,690	39,430	50,390	61,330	72,290
雑 費 II	6,710	18,950	20,110	21,280	22,440
合 計	95,720	130,210	155,770	181,310	206,860

<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
	食 料 費	0.412	0.582	0.752
住 居 関 係 費	0.976	0.879	0.782	0.686
被 服 ・ 履 物 費	0.294	0.511	0.728	0.945
雑 費 I	0.353	0.452	0.550	0.648
雑 費 II	0.433	0.459	0.486	0.512

第 4 労働経済関係資料

第28表

民 間 給 与 等 の 推 移

項 目 年 月	① きま っ て 支 給 す る 給 与 (調査産業計)				② 所 定 内 給					
	全 国		兵 庫 県		全 国			兵 庫 県		
	(千円)		(千円)		(調査産業計)		一般労働者	(調査産業計)		
	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
23 年 度	291.7	0.0	269.9	△ 0.3	267.6	0.1	0.0	244.4	△ 0.4	
24 年 度	289.2	△ 0.1	271.0	△ 0.1	265.4	△ 0.2	0.2	247.4	0.7	
24年 4 月	293.0	0.8	273.0	△ 0.3	268.1	0.3	0.5	248.3	0.0	
5 月	289.0	1.1	268.3	△ 0.9	265.2	0.6	0.6	244.8	△ 0.6	
6 月	290.4	0.2	272.0	0.1	266.6	△ 0.1	0.1	248.2	0.8	
7 月	289.5	0.1	271.4	△ 0.1	266.0	0.0	0.3	247.9	0.7	
8 月	288.2	0.2	270.5	0.1	265.0	0.2	0.4	247.5	0.8	
9 月	288.4	△ 0.3	269.8	△ 0.5	265.6	△ 0.2	0.1	246.9	0.3	
10 月	289.6	△ 0.5	269.6	△ 0.6	266.1	△ 0.1	0.2	246.4	0.6	
11 月	289.5	△ 0.3	271.1	△ 1.6	265.5	△ 0.1	0.3	247.2	△ 0.4	
12 月	289.4	△ 0.4	272.6	0.5	265.0	△ 0.2	0.2	248.0	1.9	
25年 1 月	285.8	△ 0.6	269.9	0.7	262.2	△ 0.5	△ 0.2	246.5	1.2	
2 月	287.9	△ 0.8	271.0	0.9	264.0	△ 0.6	0.1	247.2	1.4	
3 月	289.5	△ 1.1	273.0	0.4	265.0	△ 1.0	△ 0.4	249.4	1.2	
4 月	292.8	△ 0.1	275.9	1.1	267.8	△ 0.1	0.0	251.7	1.4	
5 月	288.4	△ 0.2	273.5	1.9	264.4	△ 0.4	△ 0.1	250.6	2.4	
6 月	289.3	△ 0.4	274.6	0.9	265.2	△ 0.6	△ 0.3	251.1	1.2	

資料出所：厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）

兵庫県企画県民部統計課 毎月勤労統計調査地方調査（事業所規模30人以上）

(注) 1 兵庫県における前年度比は、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。

2 前年度比・前年同月比は、平成22年基準である。ただし、②の兵庫県における一般労働者の平成23年度及び③の兵庫県については、指数化されていないため、実数を基に人事委員会で計算した。

与 県	③ 所 定 外 給 与 (調査産業計)				④ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑤ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		
	全 国		兵 庫 県		全 国	兵 庫 県	全 国	兵 庫 県	
一般労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
	△ 0.3	24.1	0.0	25.5	1.0	149.8	147.3	12.0	13.0
	1.4	23.8	△ 0.3	23.7	△ 7.0	149.5	146.7	12.1	11.3
	0.4	24.9	4.8	24.7	△ 3.0	153.6	150.8	12.7	12.0
	0.1	23.8	6.1	23.4	△ 4.0	148.3	143.5	12.1	11.0
	1.0	23.8	4.1	23.8	△ 7.0	154.9	151.9	12.0	11.1
	1.4	23.5	0.3	23.6	△ 7.8	153.2	149.9	12.0	11.3
	1.7	23.2	1.1	23.0	△ 6.5	148.4	145.1	11.6	11.0
	1.3	22.8	△ 1.9	22.9	△ 7.0	148.1	146.9	11.8	11.0
	2.0	23.5	△ 4.1	23.2	△ 11.0	152.5	147.5	12.1	11.2
	1.3	24.1	△ 3.2	23.9	△ 10.9	155.3	152.9	12.2	11.4
	2.9	24.4	△ 2.0	24.6	△ 11.4	148.6	147.7	12.6	11.9
	1.8	23.6	△ 2.5	23.3	△ 4.9	139.1	136.1	11.7	10.6
	1.8	23.9	△ 3.2	23.8	△ 4.3	145.4	143.9	11.9	11.4
	1.1	24.5	△ 1.4	23.6	△ 6.5	146.7	144.4	12.5	11.8
	1.1	25.1	0.7	24.3	△ 1.8	154.0	150.6	12.7	11.8
	1.3	23.9	0.5	22.9	△ 2.3	149.3	144.8	12.1	11.0
	0.9	24.1	1.3	23.6	△ 1.1	152.1	149.7	12.1	11.2

第29表 鉱工業生産指数等の推移

年 目 月	① 鉱工業生産指数	② 常用雇用指数	③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率	⑤ 消費 (二人以上)	
	兵庫県	全国 (調査産業計)	全国	兵庫県	全国 (季節調整値)	全国	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
23 年 度	3.0	△ 0.2	0.68	0.61	4.5	284.0	△ 1.3
24 年 度	△ 8.9	△ 0.3	0.82	0.69	4.3	287.7	1.3
24年 4 月	△ 3.6	△ 0.2	0.79	0.68	4.5	301.9	3.2
5 月	△ 4.5	0.0	0.80	0.68	4.4	287.9	4.3
6 月	△ 9.5	△ 0.1	0.81	0.69	4.3	269.8	1.5
7 月	△ 2.6	△ 0.3	0.81	0.69	4.3	283.3	1.2
8 月	△ 8.2	△ 0.4	0.81	0.69	4.2	286.0	1.4
9 月	△ 6.2	△ 0.5	0.81	0.68	4.3	266.7	△ 1.2
10 月	△ 9.1	△ 0.2	0.81	0.68	4.2	284.2	△ 0.5
11 月	△ 12.4	△ 0.6	0.82	0.68	4.2	273.8	0.1
12 月	△ 12.3	△ 0.2	0.83	0.68	4.3	325.5	△ 0.8
25年 1 月	△ 13.2	△ 0.6	0.85	0.71	4.2	288.9	2.1
2 月	△ 16.1	△ 0.8	0.85	0.71	4.3	268.1	0.1
3 月	△ 9.3	△ 0.7	0.86	0.71	4.1	316.2	4.1
4 月	△ 5.5	△ 0.4	0.89	0.74	4.1	304.4	0.8
5 月	△ 7.0	△ 0.3	0.90	0.75	4.1	282.4	△ 1.9
6 月	△ 5.5	△ 0.1	0.92	0.76	3.9	269.4	△ 0.1

資料出所：①兵庫県企画県民部統計課 ②厚生労働省 毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上） ③厚生労働省 ④総務省統計局 労働力調査
⑤総務省統計局 家計調査 ⑥総務省統計局 小売物価統計調査 ⑦日本銀行

(注) 1 ①の兵庫県における前年度比は、各年4月から翌年3月までの値を基に算出している。

2 ①は平成17年基準、②、⑥、⑦は平成22年基準である。

3 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。

(1) ④は、平成23年度については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果となっている。

(2) ⑤は、平成23年度については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより、推計されている。

支 出 の 世 帯)		⑥ 消 費 者 物 価 指 数 (総 合)			⑦ 国 内 企 業 物 価 指 数
		全 国	人 口 5 万 以 上 の 都 市	神 戸 市	全 国
(千 円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
人口5万以上の都市					
285.9	△ 1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.0	1.4
290.1	1.5	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.1
304.7	3.7	0.4	0.4	0.5	△ 0.7
288.7	4.2	0.2	0.1	0.3	△ 0.9
271.5	0.9	△ 0.2	△ 0.2	0.0	△ 1.5
286.8	1.6	△ 0.4	△ 0.4	0.0	△ 2.3
286.6	1.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.1	△ 2.0
270.3	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.5
287.5	0.1	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.1
276.0	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.7	△ 1.1
326.5	△ 1.6	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7
292.3	2.9	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.4
273.5	0.5	△ 0.7	△ 0.7	△ 1.4	△ 0.1
317.1	4.6	△ 0.9	△ 1.0	△ 1.3	△ 0.5
309.0	1.4	△ 0.7	△ 0.7	△ 1.0	0.1
285.3	△ 1.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	0.5
274.4	1.1	0.2	0.2	0.2	1.2